

令和3年度 ひろしま木づかい推進協議会運営委員会 議事次第

日時：令和3年11月11日（木）
13時30分～15時30分*
会場：ひろしま国際ホテル3階エメラルド

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 事

- (1) 広島県の木材産業の現状と課題について
- (2) 広島県公共建築物等木材利用促進方針の改正について
- (3) その他

4. 閉 会

資料一覧

- 資料 1 広島県の木材産業の現状と課題〔第 1 回専門部会資料等〕
 - 資料 2 新用途開発と販路拡大について〔第 2 回専門部会資料〕
 - 資料 3 木質バイオマスについて〔第 2 回専門部会資料〕
 - 資料 4 専門部会における主な御意見
 - 資料 5 令和 3 年度のスケジュール（案）
 - 資料 6 広島県建築物木材利用促進方針（案）
（広島県公共建築物等木材利用促進方針改正案）
 - 資料 7 広島県公共建築物等木材利用促進方針改正案の新旧対照表
 - 資料 8 建築物木材利用促進協定制度等ハンドブック〔林野庁資料〕
-
- 参考 1 運営委員会委員名簿
 - 参考 2 広島県名簿

「ひろしま木づかい推進協議会」運営委員会 委員名簿

区分・分野		所属・役職	出席者氏名	備考	
運営委員会	森林所有者 林業事業者	広島県森林組合連合会 代表理事専務	田端 秀秋	副会長（代理）	
		（一社）広島県森林協会 常務理事	梶保 節男	（代理）	
	木材産業事業者	（一社）広島県木材組合連合会 会長	菅野 康則	会長	
	建築関係事業者 （設計）	（公社）広島県建築士会	（欠席）	副会長	
		（一社）広島県建築士事務所協会 事務局主任	大木 一郎	（代理）	
	建築関係事業者 （施工）	（一社）広島県工務店協会	（欠席）		
		（一社）広島県建築センター協会	（欠席）		
	専門部会	研究・教育	広島工業大学 環境学部 建築デザイン学科 教授	杉田 洋	専門部会長
		木造住宅	県産材住宅推進研究会 会長	大之木伸行	
		非住宅	ひろしま木造建築協議会 会長	柴田 安章	
製品開発 （家具等）		府中家具工業協同組合 理事	土井 啓嗣		
バイオマス・環境		認定 NPO 法人西中国山地自然史研究会 理事	河野 正記	（代理）	
	木育普及	木育普及委員会	（欠席）		
行政		広島県農林水産局 総括官（林業振興）	高木 孝夫		

広島県出席者名簿

役 職	氏 名
総括官（林業振興）	高 木 孝 夫
林業課長	井 堀 秀 雄
木材産業グループ	松 浦 博 臣
同上	藤 村 和 範
同上	福 田 昌 哉
県産材利用促進グループ	大 村 慎

ひろしま木づかい推進協議会 令和3年度のスケジュール（案）

- 令和3年6月4日 第1回専門部会（ウェブ）
- ・ 指針に基づく対応方向（案）
- 6月28日 総会（書面）
- ・ 令和2年度事業報告
 - ・ 令和3年度事業計画（案）
- 10月14日 第2回専門部会（ウェブ）
- ・ 新用途開発と販路拡大
（家具，梱包，輸出など）
 - ・ 木質バイオマス
- 11月11日 運営委員会
- ・ 広島県の木材産業の現状と課題
- 12月以降 第3回専門部会
- ・ 住宅
 - ・ 非住宅
（公共建築物を含む）
- 第4回専門部会
- ・ 普及啓発
 - ・ 人材育成

※ 議題については，上記の内容を中心としつつ，
各取組の状況報告等を追加

広島県建築物木材利用促進方針（案）

～ 県産材利用に向けて ～

平成22年12月13日制定

令和2年10月19日改正

令和●年●月●日改正

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき定められた建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和3年10月1日木材利用促進本部決定。以下「国基本方針」という。）に即して、法第11条第1項の規定に基づき、広島県域内の建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、県が整備する公共建築物における木材の利用の目標、建築用木材（法第2条第4項に規定する建築用木材をいう。以下同じ。）の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項、その他公共建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項を定めるものである。

第1 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 建築物における木材の利用の促進の意義等

(1) 木材の利用の促進の意義

森林は、県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて、県民生活及び県民経済の安定に重要な役割を担っており、森林の適正な整備及び保全を図ることにより、これら森林の有する多面的機能が持続的に発揮されることが極めて重要である。

我が国の人工林資源が本格的な利用期を迎える中、原木の安定供給体制の確立や加工流通施設の競争力強化などの供給対策と木材需要拡大に向けた対策等を併せて進めたことで、木材供給量は順調に増加してきた。そうした中で、県産材(県内産丸太を製材加工した木材をいう。以下同じ。)利用を一層促進し、燃料材やパルプ・チップ用材と比べ高値で取引されている建築用木材の需要を拡大することは、地方の経済社会の維持・発展に寄与する極めて重要な産業である林業・木材産業の持続性を高め、森林の適正な整備、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域の経済の活性化にも資するものである。

また、森林は大気中の二酸化炭素を吸収し、木材として利用した場合は長期間にわたって炭素を貯蔵できることや、木材の製造時のエネルギー消費が比較的少ないこと、木材は再生産可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性を有することから、県産材の利用を拡大し、森林の適正な整備を促進することは、脱炭素社会の実現にも貢献するものである。

加えて、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高いなどの性質を有しており、木の香りで人をリラックスさせたり、木の印象が建物への愛着や誇りを高めたり、集中力を高めるなど心理面・身体面・学習面等での効果も期待されることから、学校や医療・福祉施設など幅広い建築物に利用することにより、快適

な生活空間の形成に貢献する資材である。

木造建築物については、これまで低層の戸建て住宅を中心に建築されており、技術面やコスト面の課題等から非住宅の建築物や中高層建築物については大部分が非木造となっている。

こうした中、平成22年に公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が制定されて、公共建築物において木造化や内装等の木質化が進められてきた。また、近年は、強度等に優れた建築用木材であるCLT（直交集成板）や木質耐火部材等に関する技術開発や実用化、木造建築構法や防耐火性能等の技術革新がなされるとともに、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築基準の合理化等により、中高層建築物の木造化やあらゆる木材の利用がしやすくなるなど、建築物において木材を利用できる環境が整いつつあり、民間建築物においても先導的な取組として中高層木造建築物等が建築されるようになってきている。

このような状況から、公共建築物のみならず、これまで木材の利用が低位であった非住宅の建築物や中高層建築物を含め建築物全体における木材の利用を促進していくことは、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現、都市等における快適な生活空間の形成、地域の経済の活性化等に大きく貢献することが期待される。

(2) 県による取組

県は、本方針に基づき、率先して、その整備する公共建築物における木材の利用の促進に取り組むほか、民間建築物における木材の利用が促進されるよう、木造建築物の普及、木材利用に関する技術的情報の提供、木造建築物の設計及び施工に関する知識及び技能を有する人材の育成、建築物木材利用促進協定制度の周知等に取り組むものとする。

また、市町との連携を緊密にすることにより、例えば公共建築物を整備しようとする市町や、建築物における木材の利用を促進しようとする市町に対し、木材の調達に関する県内情報や木材の利用に関する専門的な知見を提供するなど、木材の利用に取り組みやすい体制整備に努める。

(3) 市町による取組

市町は、法第5条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、当該市町の区域内の公共建築物における木材の利用の促進はもとより、建築物における木材利用の促進に向け、地域の実情を踏まえた効果的な施策の推進に積極的な役割を果たすことが求められる。

このため、市町は、法第12条に規定する市町の区域内の建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下「市町方針」という。）を作成することに努めるものとする。

また、市町は、市町方針に基づき、率先して、その整備する公共建築物における木材の利用に取り組むほか、民間建築物における木材の利用が促進されるよう取り組むものとする。

(4) 事業者による取組

建築物を整備する事業者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、国基本方針及び本方針等を踏まえ、法第6条の規定に基づき、その事業活動に関して、木材利用の促進に自ら努めるとともに、県の実施する木材の利用の促進に関する施策に協力しつつ、建築

物における木材の利用の促進に協力するよう努めるものとする。

例えば、建築物を整備する事業者にあつては、建築物における木材の利用の意義等についての理解を深めるとともに、その整備する建築物において積極的に木材を利用することについて検討するよう努めるものとする。

また、林業従事者、木材製造業者、建築物における木材の利用の促進に取り組む設計者等にあつては、建築物を整備する者のニーズを的確に把握するとともに、これらのニーズに対応した品質の確かな木材の供給及びその品質、価格等に関する正確な情報の提供、木材の具体的な利用方法の提案等に努めるものとする。

(5) 県民による取組

県民は、法第7条の規定を踏まえ、木材の利用の促進に自ら努めるとともに、県が実施する木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(6) 関係者相互の連携及び協力

国、地方公共団体、建築物を整備する事業者等、林業従事者、木材製造業者その他の関係者（以下「木材利用関係者」という。）は、各主体の取組の実施に当たり、国基本方針、本方針及び市町方針に基づき、法第8条の規定を踏まえ、適切な役割分担の下、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(7) 木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

建築物における木材の利用の促進に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮と木材の安定的な供給とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進するため、無秩序な伐採を防止するとともに的確な再造林を確保するなど、木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立を図ることが重要である。

このため、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、県が講ずる関連施策に協力しつつ、法第6条の規定を踏まえて木材の利用が促進されるように木材の安定供給に努めるとともに、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく森林計画等に従った伐採及び伐採後の再造林等の適切な森林施業の確保並びに合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。）第2条第2項に規定する合法伐採木材等の円滑な供給の確保を図るものとする。

また、建築物を整備する者は、その整備する建築物において木材を利用するに当たっては、クリーンウッド法の趣旨を踏まえるとともに、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）第2条第1項に規定する環境物品等に該当するものを選択するよう努めるものとする。

(8) 県民の理解の醸成

建築物における木材の利用を広く、効果的に促進するためには県民の理解の醸成が不可欠であることから、県は、建築物における木材の利用の促進の意義等について国民に分かりやすく示すよう努めるものとする。特に木材利用促進の日（毎年10月8日）及び木材利用促進月間（毎年10月）において重点的に、木材利用関係者が連携し、建築物における木材利用の意義について、多くの県民の理解が得られ、木材利用促進が県民運動となるよう、

積極的に普及啓発に取り組むものとする。

(9) 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等

県は、法第13条にのっとり、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物全体における木材の利用の促進に必要な技術の普及や人材の育成等を図るため、関係団体等と連携して、中大規模木造建築物の設計及び施工に関する情報提供、それらの知識及び技術を有する人材を育成する研修等の施策の実施に努めるものとする。また、建築に当たって、建築材料として木材が選択されるよう、建築用木材及び木造建築物の安全性に関する情報の提供に努めるものとする。

また、県は、ライフサイクル・アセスメント（LCA）等を活用し、木材の利用の促進が森林の適正な整備や地球温暖化の防止に及ぼす効果を定量的・客観的に示す手法の開発・普及、ESG投資等において評価される建築物の木材利用の評価指標や評価の在り方の検討、建築物における木材の利用が環境面や経済面、その利用者の心理面、身体面及び生産効率等に及ぼす効果に関する調査研究及びその成果の発信等に努めるものとする。

(10) 住宅における木材の利用の促進

県は、法第14条にのっとり、木材を利用した住宅の建築等を促進するため、住宅を建築する者に対し、住宅の設計に関する情報の提供や建築の担い手の育成等に努めるものとする。

(11) 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

県は、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度について、同制度の活用により、建築物における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の積極的な周知に努めるものとする。

また、県が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表し、協定に定められた取組方針に即した取組を促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取組内容について情報発信するものとする。

2 木材の利用を促進すべき公共建築物

法に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第2項各号及び法施行令(平成22年政令第203号)第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物が含まれる。

(1) 国又は地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する建築物

これらの建築物には、広く県民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、国又は地方公共団体の事務・事業又は職員の仕事の用に供される庁舎、駐在所、公務員宿舎等が含まれる。

(2) 国又は地方公共団体以外の者が整備する(1)に準ずる建築物

これらの建築物には、国又は地方公共団体以外の者が整備する建築物であって、当該建

建築物を活用して実施される事業が、広く県民に利用され、県民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所、福祉ホーム等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、青年の家等）、公共交通機関の旅客施設及び高速道路の休憩所（併設される商業施設を除く。）が含まれる。

3 公共建築物等における木材の利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物については、低層の公共建築物の木造化率は上昇傾向にあるものの、依然として木材の利用の拡大を図る余地がある。また、公共建築物は、広く国民一般の利用に供するものであることから、木材の利用の促進を通じ、これらの公共建築物を利用する多くの国民に対して、木と触れ合い、木の良さを実感する機会を幅広く提供することが可能である。そのため、国及び地方公共団体が、その整備する公共建築物において、率先して木材の利用に努め、その取組状況や効果等について積極的に情報発信を行うことにより、木材の特性やその利用の促進の意義について国民の理解の醸成を効果的に図ることができる。

また、公共建築物において率先して木材の利用を図ることにより、公共建築物以外の建築物における木材の利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用の拡大といった波及効果も期待できる。

こうしたことから、公共建築物について、率先して木造化及び内装等の木質化を促進するものとする。

また、建築用木材の利用はもとより、建築用木材以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用も併せてその促進を図るものとする。

具体的には、4の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化（注）を促進する。さらに、建築用木材以外についても、公共建築物において使用される机、椅子、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図るほか、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、その促進を図るものとする。

（注）この方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

4 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

木造建築物をめぐっては、平成12年の建築基準法の改正により、一定の性能を満たせば建築が可能となる、いわゆる性能規定化が進み、特に高い耐火性能が求められる耐火建築物においても、国土交通大臣の認定を受けた構造方式を採用するなどにより木造化することが可能となるなど、木造建築の可能性が大きく広がっている。また、中大規模建築物においても木造化する事例が全国的に増えてきている。

しかしながら、中大規模建築物においては、求められる強度、耐火性等の性能を満たすために極めて断面積の大きな木材を使用する必要がある、施工者が限定された工法を用いる場合が多いなど、現状では、コストや技術の面で木造化が困難な場合もあることから、更なる技術的な知見の蓄積を進めることとしている。

公共建築物の整備においては、平成22年の法施行以降、一部を除く低層の公共建築物を対象として積極的に木造化を促進してきたところであるが、今般、脱炭素社会の実現等に向けて一層の木材利用を促すため、公共建築物の整備においては、進展の見られる木材の耐火性等に関する技術の普及や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、計画時点において、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、2の木材の利用を促進すべき公共建築物において、積極的に木造化を促進するものとする。

なお、その際、木造と非木造の混構造（部材単位の木造化を含む。）とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を促進するものとする。

ただし、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等のほか、博物館内の文化財を収蔵し又は展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。また、この判断は、施設を構成する個々の建築物に対してなされるものとし、施設全体としては木造化になじまない又は木造化を図ることが困難と判断される機能等を求められる場合であっても、施設内の当該機能等を求められない建築物については木造化を促進する対象とする。なお、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物の構造は、その文化的価値を損なうことのないよう判断するものとする。

5 広島県産材

県産材とは、合法な手続を経て伐採された県内産の丸太を製材加工した木材とする。

なお、県産材証明の方法には、次のようなものがある。

- (1) 広島県産材産地証明協議会発行の産地証明書により証明された木材
- (2) 緑の循環認証会議（SGEC）又は森林管理協議会（FSC）により、認定された認定事業者の認証林産物
- (3) 森林・林業・木材産業関係団体が認定する合法木材供給事業者が、県内で伐採された丸太を利用していることを納品書等で明記した木材
- (4) 森林法に基づく伐採に関する手続きが行われたことを証する書類（以下「伐採届出書等」という。）の写しにより、伐採の場所及び手法が明らかな木材
なお、製品を購入する場合にあつては、伐採届出書等の写し及び県内で伐採された丸太を利用していることを納品書等に明記した木材
- (5) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に基づく登録木材関連事業者が、県内で伐採された丸太を利用していることを納品書等で明記した木材

6 木材の利用の促進の啓発と県民運動

県は、関係団体と連携し、県民の目に触れる機会の多い公共建築物における木材の利用の促進を図るとともに、ホームページやパンフレット等における先導的な木造建築物の事例の

紹介等により、木材の利用の効果について積極的に県民への普及啓発を行う。

建築物における木材の利用について広く県民の関心と理解を深めるため、特に、木材利用促進の日及び木材利用促進月間において、経済界を含む事業者関連団体等とも連携し、木材利用に関する関連イベントの実施、ホームページ等の各種媒体における情報の発信等の事業を重点的かつ広範囲に実施することにより、県民運動としての木材利用促進に取り組むものとする。

第2 県が整備する公共建築物等における木材の利用の目標

県は、その整備する公共建築物のうち、第1の4の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する公共建築物について、原則として全て木造化を図るものとする。木造化にあたっては、可能な限り県産材を使用するものとする。

また、県は、その整備する公共建築物について、高層・低層にかかわらず、直接又は報道機関等を通じて間接的に県民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を推進するものとする。内装等の木質化にあっても、可能な限り県産材を使用するものとする。

さらに、木造化や内装等の木質化にあたっては、技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、新たな木質部材の活用や部材単位の木造化等の技術の活用に取り組むものとする。

加えて、県は、その整備する全ての公共建築物において、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を推進するほか、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。この場合も、可能な限り県産材製品を使用するものとする。

なお、県がその整備する公共建築物において利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む。）のうち、グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当するものについては、原則として、全てのものをグリーン購入法第6条第1項の環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示された判断の基準を満たすものとすることを目標とする。

また、県は、市町等が行う公共建築物の整備及び公共土木工事等の補助にあたって、事業主体の理解を求め、可能な限り県産材が積極的に使用されるよう配慮するものとする。

第3 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

建築物における木材の利用を促進するためには、その材料となる建築用木材が適切かつ安定的に供給されることが重要となる。また、比較的大規模なものが含まれる公共建築物における木材の利用の促進を図るためには、柱と柱の間隔（スパン）が長い、天井が高いといった構造的特性にも対応した長尺・大断面の木材等の建築用木材が、適切かつ安定的に供給される必要がある。

このため、森林所有者、林業従事者、木材製造業者その他の木材の供給に携わる者が連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上、木材の需給に関する情報の共有、木材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、建築物の整備における木材の利用の動向やニーズに応じた木材の適切な供給のための品質性能の明確な木材の加工体制及び流通体制の整備や合法伐採木材等の供給体制の整備等に取り組むなど、法第6条の規定にのっとり、木材の利用が促進されるように木材の適切かつ安定的な供

給に努めるものとする。

また、県、木材製造業者その他の木材の生産に携わる者は、強度や耐火性に優れる等の品質・性能の高い木質部材の生産及び供給や木材を利用した建築工法等に関する研究及び技術の開発に積極的に取り組むものとする。

第4 その他建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項

1 推進体制

建築物における木材の利用の促進を効果的に図り、全庁的に連携した取組としていくため、農林水産局長を会長として、関係する県各部局等の課長を構成員とする木材利用推進会議を設置する。

木材利用推進会議では、各部局等が整備する公共建築物の木造化等の協議、建築物における木材の利用促進に向けた検討等を行う。

2 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物の整備において木材を利用するに当たっては、一般に流通している木材を使用するなどの設計上の工夫や効率的な木材調達等によって、建設コストの適正な管理を図ることが重要である。

また、公共建築物の整備に当たっては、建設自体に伴うコストにとどまらず、維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮する必要がある。

このため、公共建築物を整備する者は、部材の点検・補修・交換が容易な構造とするなどの設計上の工夫により維持管理コストの低減を図ることを含め、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分検討するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断した上で、木材の利用に努めるものとする。

また、木造の建築物の整備の検討に当たっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数については木造の建築物のものが非木造の建築物のものに比べ短いことから、木造の建築物は耐久性が低いと考えられがちであるが、劣化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置等を適切に行った木造の建築物については、長期にわたり利用が可能であることも考慮する必要がある。

さらに、備品や消耗品についても、購入コストや、木材の利用の意義や効果を総合的に判断するものとする。

加えて、公共建築物における木質バイオマス燃料とする暖房器具やボイラーの導入に当たっては、当該暖房器具やボイラー(これらに付随する燃料保管施設等を含む。)の導入及び燃料の調達に要するコストのみならず、燃焼灰の処分を含む維持管理に要するコスト及びその体制についても考慮する必要がある。

3 公共建築物整備計画企画・立案にあたっての留意

公共建築物を整備しようとする主務課は、当該整備を企画・立案する際に、県産材利用事例や木材調達情報等を参考にして木造化及び内装等の木質化を検討するとともに、木造化等が困難な場合は、その理由を整理する。

また、木造の建築物の整備の検討に当たっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭

和40年大蔵省令第15号) に定められている耐用年数については木造の建築物のものが非木造の建築物のものに比べ短いことから、木造の建築物は耐久性が低いと考えられがちであるが、劣化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置等を適切に行った木造の建築物については、長期にわたり利用が可能であることも考慮する必要がある。

4 木造化等計画実績の公表

県は、毎年整備する公共建築物における本方針に基づく木材の利用促進の実施状況を整理した上で、県ホームページで公表する。

広島県公共建築物等木材利用促進方針改正案の新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>広島県<u>建築物</u>木材利用促進方針 ～ 県産材利用に向けて ～</p> <p>平成 22 年 12 月 13 日制定 令和 2 年 10 月 19 日改正 <u>令和●年●月●日改正</u></p> <p>この方針は、<u>脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 項の規定に基づき定められた建築物</u>における木材の利用の促進に関する基本方針（令和 3 年 10 月 1 日木材利用促進本部決定。以下「国基本方針」という。）に即して、<u>法第 11 条第 1 項の規定に基づき、広島県域内の建築物</u>における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、県が整備する公共建築物における木材の利用の目標、<u>建築用木材（法第 2 条第 4 項に規定する建築用木材をいう。以下同じ。）</u>の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項、その他公共建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項を定めるものである。</p>	<p>広島県<u>公共建築物等</u>木材利用促進方針 ～ 県産材利用に向けて ～</p> <p>平成 22 年 12 月 13 日制定 令和 2 年 10 月 19 日改正</p> <p>この方針は、<u>公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき定められた公共建築物</u>における木材の利用の促進に関する基本方針（平成 22 年 10 月 4 日農林水産省・国土交通省告示第 3 号。以下「国基本方針」という。）に即して、<u>法第 8 条第 1 項の規定に基づき、広島県域内の公共建築物等</u>における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、県が整備する公共建築物等における木材の利用の目標、<u>公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項、</u>その他公共建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項を定めるものである。</p>

改 正 案	現 行
<p>第1 <u>建築物</u>における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項</p> <p>1 <u>建築物</u>における木材の利用の促進の意義等</p> <p>(1) 木材の利用の促進の意義</p> <p>森林は、県土の保全、水源の<u>涵養</u>、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて、県民生活及び県民経済の安定に重要な役割を担っており、森林の適正な整備及び保全を図ることにより、これら森林の有する多面的機能が持続的に発揮されることが極めて重要である。</p> <p><u>我が国の人工林資源が本格的な利用期を迎える中、原木の安定供給体制の確立や加工流通施設の競争力強化などの供給対策と木材需要拡大に向けた対策等を併せて進めたことで、木材供給量は順調に増加してきた。そうした中で、県産材(県内産丸太を製材加工した木材をいう。以下同じ。)利用を一層促進し、燃料材やパルプ・チップ用材と比べ高値で取引されている建築用木材の需要を拡大することは、地方の経済社会の維持・発展に寄与する極めて重要な産業である林業・木材産業の持続性を高め、森林の適正な整備、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域の経済の活性化にも資するものである。</u></p> <p><u>また、森林は大気中の二酸化炭素を吸収し、木材として利用した場合は長期間にわたって炭素を貯蔵できることや、木材の製造時のエネルギー消費が比較的少ないこと、木材は再生産可能な資源であり、エ</u></p>	<p>第1 <u>公共建築物等</u>における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項</p> <p>1 <u>公共建築物等</u>における木材の利用の促進の意義等</p> <p>(1) 木材の利用の促進の意義</p> <p>森林は、県土の保全、水源の<u>かん養</u>、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて、県民生活及び県民経済の安定に重要な役割を担っており、森林の適正な整備及び保全を図ることにより、これら森林の有する多面的機能が持続的に発揮されることが極めて重要である。</p> <p><u>しかしながら、戦後植林された人工林資源が利用可能な段階を迎えつつある一方、これら資源の利用は低調であり、木材価格も低迷していること等から、林業生産活動は停滞し、森林の有する多面的機能の低下が懸念される状況となっている。</u></p> <p><u>このような現状において、県産材(県内産丸太を製材加工した木材をいう。以下同じ。)の需要を拡大することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域の経済の活性化にも資するものである。</u></p> <p><u>また、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有するほか、製造時のエネルギー消費が小さく、長期間にわたって炭素を貯蔵できる資材である。さらに、木材は再生可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素の濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」</u></p>

改正案	現 行
<p>エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性を有することから、県産材の利用を拡大し、森林の適正な整備を促進することは、脱炭素社会の実現にも貢献するものである。</p> <p>加えて、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高いなどの性質を有しており、木の香りで人をリラックスさせたり、木の印象が建物への愛着や誇りを高めたり、集中力を高めるなど心理面・身体面・学習面等での効果も期待されることから、学校や医療・福祉施設など幅広い建築物に利用することにより、快適な生活空間の形成に貢献する資材である。</p> <p>木造建築物については、これまで低層の戸建て住宅を中心に建築されており、技術面やコスト面の課題等から非住宅の建築物や中高層建築物については大部分が非木造となっている。</p> <p>こうした中、平成 22 年に公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が制定されて、公共建築物において木造化や内装等の木質化が進められてきた。また、近年は、強度等に優れた建築用木材である CLT（直交集成板）や木質耐火部材等に関する技術開発や実用化、木造建築構法や防耐火性能等の技術革新がなされるとともに、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく建築基準の合理化等により、中高層建築物の木造化やあらゆるでの木材の利用がしやすくなるなど、建築物において木材を利用できる環境が整いつつあり、民間建築物においても先導的な取組として中高層木造建築物等が建築されるようになってきている。</p> <p>このような状況から、公共建築物のみならず、これまで木材の利用</p>	<p>な特性を有する資材である。加えて、近年、新たな木質部材に関する技術開発の進展も見られ、建築物における木材の使用について、新たな可能性も拓がりつつある。</p> <p>このため、木材の利用を促進することにより、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や、二酸化炭素の排出の抑制及び建築物等における炭素の蓄積の増大を通じた地球温暖化の防止及び循環型社会の形成にも貢献することが期待される。</p>

改正案	現 行
<p><u>が低位であった非住宅の建築物や中高層建築物を含め建築物全体における木材の利用を促進していくことは、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現，都市等における快適な生活空間の形成，地域の経済の活性化等に大きく貢献することが期待される。</u></p>	

改正案	現 行
〔削る〕	<p>(2) <u>公共建築物等における木材の利用の促進の効果</u></p> <p><u>公共建築物については、木造率が低いなど木材の利用が低位にとどまっていることから、木材の利用の拡大を図る余地が大きく、潜在的な木材の需要が期待できる。</u></p> <p><u>また、公共建築物は、広く県民一般の利用に供されるものであることから、木材の利用の促進を通じ、これら公共建築物を利用する多くの県民に対して、木と触れ合い木の良さを実感する機会を幅広く提供することが可能である。とりわけ、県が、その整備する公共建築物等において、新たな木質部材を含む木材の利用に努め、その取組状況や効果等について積極的に情報発信を行うことにより、木材の特性やその利用の促進の意義について県民の理解の醸成を効果的に図ることができる。</u></p> <p><u>このようなことから、公共建築物に重点を置いて木材の利用の促進を図ることにより、公共建築物における木材の利用の拡大という直接的な効果はもとより、公共建築物以外の住宅等の一般建築物における木材の利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用の拡大といった波及効果も期待できる。</u></p>

改正案	現 行
<p>(2) <u>県による取組</u></p> <p>県は、<u>本方針に基づき、率先して、その整備する公共建築物における木材の利用の促進に取り組むほか、民間建築物における木材の利用が促進されるよう、木造建築物の普及、木材利用に関する技術的情報の提供、木造建築物の設計及び施工に関する知識及び技能を有する人材の育成、建築物木材利用促進協定制度の周知等に取り組むものとする。</u></p> <p>また、市町との連携を緊密にすることにより、<u>例えば公共建築物を整備しようとする市町や、建築物における木材の利用を促進しようとする市町に対し、木材の調達に関する県内情報や木材の利用に関する専門的な知見を提供するなど、木材の利用に取り組みやすい体制整備に努める。</u></p>	<p>(3) <u>県の役割</u></p> <p>県は、<u>自らその整備する公共建築物における木材の利用の促進に取り組むとともに、本方針に基づく木材の利用の促進に向けた措置の実施状況を定期的に把握し、木材の利用の促進に向けた課題について分析を行うものとする。</u></p> <p>また、市町との連携を緊密にすることにより、<u>木材の調達に関する県内情報や木材の利用に関する専門的な知見を提供するなど、木材の利用に取り組みやすい体制整備に努め、公共建築物を整備する市町等に対して、公共建築物における木材の利用の促進を働きかける。</u></p>

改 正 案	現 行
<p>(3) <u>市町による取組</u></p> <p>市町は、<u>法第5条</u>に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、当該市町の区域内の公共建築物における木材の利用の促進はもとより、<u>建築物における木材利用の促進に向け、地域の実情を踏まえた効果的な施策の推進に積極的な役割を果たすことが求められる。</u></p> <p>このため、市町は、<u>法第12条</u>に規定する市町の区域内の建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下「市町方針」という。）を作成することに努めるものとする。</p> <p>また、<u>市町は、市町方針に基づき、率先して、その整備する公共建築物における木材の利用に取り組むほか、民間建築物における木材の利用が促進されるよう取り組むものとする。</u></p>	<p>(4) <u>市町の役割</u></p> <p>市町は、法第4条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、当該市町の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に向け、<u>地域の実情を踏まえた効果的な施策の推進に積極的な役割を果たすことが求められる。</u></p> <p>このため、市町は、<u>積極的にその整備する公共建築物における木材の利用の促進に取り組むほか、法第9条に規定する市町の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下「市町方針」という。）を作成することに努めるものとする。</u></p> <p>そして、市町方針を作成した場合には、その公表に努めるとともに、当該方針に基づく木材の利用の促進に向けた措置の実施状況を定期的に把握し、木材の利用の促進に向けた課題について分析を行った上で、公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況を積極的に明らかにするよう努めるものとする。</p>

改正案	現 行
<p>(4) <u>事業者による取組</u></p> <p><u>建築物を整備する事業者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、国基本方針及び本方針等を踏まえ、法第6条の規定に基づき、その事業活動に関して、木材利用の促進に自ら努めるとともに、県の実施する木材の利用の促進に関する施策に協力しつつ、建築物における木材の利用の促進に協力するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>例えば、建築物を整備する事業者にあつては、建築物における木材の利用の意義等についての理解を深めるとともに、その整備する建築物において積極的に木材を利用することについて検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>また、林業従事者、木材製造業者、建築物における木材の利用の促進に取り組む設計者等にあつては、建築物を整備する者のニーズを的確に把握するとともに、これらのニーズに対応した品質の確かな木材の供給及びその品質、価格等に関する正確な情報の提供、木材の具体的な利用方法の提案等に努めるものとする。</u></p>	<p>[新設]</p>

改正案	現 行
<p data-bbox="219 260 488 292">(5) <u>県民による取組</u></p> <p data-bbox="248 308 1120 435"><u>県民は、法第7条の規定を踏まえ、木材の利用の促進に自ら努めるとともに、県が実施する木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。</u></p>	<p data-bbox="1160 260 1240 292">〔新設〕</p>

改正案	現行
<p>(6) <u>関係者相互の連携及び協力</u></p> <p><u>国，地方公共団体，建築物を整備する事業者等，林業従事者，木材製造業者その他の関係者（以下「木材利用関係者」という。）は，各主体の取組の実施に当たり，国基本方針，本方針及び市町方針に基づき，法第8条の規定を踏まえ，適切な役割分担の下，相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。</u></p>	<p>(5) <u>関係者の適切な役割分担と関係者相互の連携</u></p> <p><u>国又は地方公共団体以外の者であって公共建築物を整備する者，林業従事者，木材製造業者その他の関係者は，国基本方針及び本方針又は市町方針を踏まえ，国又は地方公共団体が実施する施策に協力して，適切な役割分担の下，相互に連携を図りながら，公共建築物における木材の利用の促進及び公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>例えば，公共建築物を整備する者にあつては，公共建築物における木材の利用の意義等についての理解を深めるとともに，その整備する公共建築物において積極的に木材を利用するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>また，木材製造業者その他の木材の生産又は供給に携わる者，建築物における木材の利用の促進に取り組む設計者等にあつては，国又は地方公共団体を含め，相互に連携しつつ，公共建築物を整備する者のニーズを的確に把握するとともに，これらニーズに対応した高品質で安価な木材の供給及びその品質，価格等に関する正確な情報の提供，木材の具体的な利用方法の提案等に努めるものとする。</u></p>

改 正 案	現 行
<p>(7) <u>木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立</u></p> <p><u>建築物における木材の利用の促進に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮と木材の安定的な供給とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進するため、無秩序な伐採を防止するとともに的確な再造林を確保するなど、木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立を図ることが重要である。</u></p> <p><u>このため、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、県が講ずる関連施策に協力しつつ、法第6条の規定を踏まえて木材の利用が促進されるように木材の安定供給に努めるとともに、森林法(昭和26年法律第249号)に基づく森林計画等に従った伐採及び伐採後の再造林等の適切な森林施業の確保並びに合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。)第2条第2項に規定する合法伐採木材等の円滑な供給の確保を図るものとする。</u></p> <p><u>また、建築物を整備する者は、その整備する建築物において木材を利用するに当たっては、クリーンウッド法の趣旨を踏まえるとともに、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。)第2条第1項に規定する環境物品等に該当するものを選択するよう努めるものとする。</u></p>	<p>[新設]</p>

改正案	現 行
<p>(8) <u>県民の理解の醸成</u></p> <p><u>建築物における木材の利用を広く、効果的に促進するためには県民の理解の醸成が不可欠であることから、県は、建築物における木材の利用の促進の意義等について国民に分かりやすく示すよう努めるものとする。特に木材利用促進の日（毎年10月8日）及び木材利用促進月間（毎年10月）において重点的に、木材利用関係者が連携し、建築物における木材利用の意義について、多くの県民の理解が得られ、木材利用促進が県民運動となるよう、積極的に普及啓発に取り組むものとする。</u></p>	<p>[新設]</p>

改正案	現 行
<p>(9) <u>木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等</u></p> <p><u>県は、法第 13 条にのっとり、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物全体における木材の利用の促進に必要な技術の普及や人材の育成等を図るため、関係団体等と連携して、中大規模木造建築物の設計及び施工に関する情報提供、それらの知識及び技術を有する人材を育成する研修等の施策の実施に努めるものとする。また、建築に当たって、建築材料として木材が選択されるよう、建築用木材及び木造建築物の安全性に関する情報の提供に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、県は、ライフサイクル・アセスメント（LCA）等を活用し、木材の利用の促進が森林の適正な整備や地球温暖化の防止に及ぼす効果を定量的・客観的に示す手法の開発・普及、ESG投資等において評価される建築物の木材利用の評価指標や評価の在り方の検討、建築物における木材の利用が環境面や経済面、その利用者の心理面、身体面及び生産効率等に及ぼす効果に関する調査研究及びその成果の発信等に努めるものとする。</u></p>	<p>[新設]</p>

改正案	現 行
<p>(10) <u>住宅における木材の利用の促進</u></p> <p><u>県は、法第 14 条にのっとり、木材を利用した住宅の建築等を促進するため、住宅を建築する者に対し、住宅の設計に関する情報の提供や建築の担い手の育成等に努めるものとする。</u></p>	<p>[新設]</p>

改正案	現 行
<p>(11) <u>建築物木材利用促進協定による木材利用の促進</u></p> <p><u>県は、法第 15 条に定める建築物木材利用促進協定制度について、同制度の活用により、建築物における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の積極的な周知に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、県が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表し、協定に定められた取組方針に即した取組を促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取組内容について情報発信するものとする。</u></p>	<p>[新設]</p>

改 正 案	現 行
<p>2 木材の利用を促進すべき公共建築物</p> <p>法に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第2項各号及び法施行令(平成22年政令第203号)第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物が含まれる。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する建築物 これらの建築物には、広く県民一般の利用に供される学校、社会福祉施設(老人ホーム、保育所等)、病院・診療所、運動施設(体育館、水泳場等)、社会教育施設(図書館、公民館等)、公営住宅等の建築物のほか、国又は地方公共団体の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎、駐在所、公務員宿舍等が含まれる。</p> <p>(2) 国又は地方公共団体以外の者が整備する(1)に準ずる建築物 これらの建築物には、国又は地方公共団体以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く県民に利用され、県民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設(老人ホーム、保育所、福祉ホーム等)、病院・診療所、運動施設(体育館、水泳場等)、社会教育施設(図書館、青年の家等)、公共交通機関の旅客施設及び高速道路の休憩所(併設される商業施設を除く。)が含まれる。</p>	<p>2 木材の利用を促進すべき公共建築物</p> <p>法に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第1項各号及び法施行令(平成22年政令第203号)第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物が含まれる。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する建築物 これらの建築物には、広く県民一般の利用に供される学校、社会福祉施設(老人ホーム、保育所等)、病院・診療所、運動施設(体育館、水泳場等)、社会教育施設(図書館、公民館等)、公営住宅等の建築物のほか、国又は地方公共団体の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎、駐在所、公務員宿舍等が含まれる。</p> <p>(2) 国又は地方公共団体以外の者が整備する(1)に準ずる建築物 これらの建築物には、国又は地方公共団体以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く県民に利用され、県民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設(老人ホーム、保育所、福祉ホーム等)、病院・診療所、運動施設(体育館、水泳場等)、社会教育施設(図書館、青年の家等)、公共交通機関の旅客施設及び高速道路の休憩所(併設される商業施設を除く。)の建築物が含まれる。</p>

改正案	現 行
<p>3 公共建築物における木材の利用の促進のための施策の具体的方向</p> <p><u>公共建築物については、低層の公共建築物の木造化率は上昇傾向にあるものの、依然として木材の利用の拡大を図る余地がある。また、公共建築物は、広く国民一般の利用に供するものであることから、木材の利用の促進を通じ、これらの公共建築物を利用する多くの国民に対して、木と触れ合い、木の良さを実感する機会を幅広く提供することが可能である。そのため、国及び地方公共団体が、その整備する公共建築物において、率先して木材の利用に努め、その取組状況や効果等について積極的に情報発信を行うことにより、木材の特性やその利用の促進の意義について国民の理解の醸成を効果的に図ることができる。</u></p> <p><u>また、公共建築物において率先して木材の利用を図ることにより、公共建築物以外の建築物における木材の利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用の拡大といった波及効果も期待できる。</u></p> <p><u>こうしたことから、公共建築物について、率先して木造化及び内装等の木質化を促進するものとする。</u></p> <p><u>また、建築用木材の利用はもとより、建築用木材以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用も併せてその促進を図るものとする。</u></p> <p><u>具体的には、4の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化（注）を促進する。さらに、建築用木材以外についても、公共建築物において使用される机、椅子、書棚等の備</u></p>	<p>3 公共建築物等における木材の利用の促進のための施策の具体的方向</p> <p>公共建築物における木材の利用の促進に当たっては、<u>建築材料としての木材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用も併せてその促進を図るものとする。</u></p> <p>具体的には、<u>建築材料としての木材の利用の促進の観点からは、特に4の積極的に木造化（注）を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化（注）を促進する。また、建築物における木材の需要の拡大のため、CLT（直交集成板）や木質耐火部材等の新たな木質部材の活用にも努めるものとする。</u></p> <p>さらに、<u>建築材料以外の木材の利用の促進の観点からは、公共建築物において使用される机、いす、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品、公共土木事業資材について、木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図る。さらに、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、その促進を図るものとする。</u></p> <p><u>このため、県は、関係者の適切な役割分担と関係者相互の連携の促進を図りつつ、強度や耐火性等に優れた木材の技術開発や木材を利用した建築工法等に関する技術の普及、公共建築物の利用に適した木材の供給体制の整備、公共建築物における木材の利用の具体的な事例や建築コスト、木材の調達方法等に関する情報の収集・提供その他の施策の総合的な展開が図られるよう努めるものとする。</u></p>

改正案	現 行
<p>品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図るほか、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、その促進を図るものとする。</p> <p>(注) この方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。</p>	<p>(注) この方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。</p>

改 正 案	現 行
<p>4 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲</p> <p>木造建築物をめぐっては、平成 12 年の建築基準法の改正により、一定の性能を満たせば建築が可能となる、いわゆる性能規定化が進み、特に高い耐火性能が求められる耐火建築物においても、国土交通大臣の認定を受けた構造方式を採用するなどにより木造化することが可能となるなど、木造建築の可能性が大きく広がっている。<u>また、中大規模建築物においても木造化する事例が全国的に増えてきている。</u></p> <p>しかしながら、<u>中大規模建築物</u>においては、求められる強度、耐火性等の性能を満たすために極めて断面積の大きな木材を使用する必要がある、<u>施工者が限定された工法を用いる場合が多い</u>など、現状では、<u>コストや技術の面で木造化が困難な場合もあることから、</u>更なる技術的な知見の蓄積を進めることとしている。</p> <p><u>公共建築物の整備においては、平成 22 年の法施行以降、一部を除く低層の公共建築物を対象として積極的に木造化を促進してきたところであるが、今般、脱炭素社会の実現等に向けて一層の木材利用を促すため、公共建築物の整備においては、進展の見られる木材の耐火性等に関する技術の普及や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、計画時点において、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、2 の木材の利用を促進すべき公共建築物において、積極的に木造化を促進するものとする。</u></p> <p><u>なお、その際、木造と非木造の混構造（部材単位の木造化を含む。）とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を促進するものとする。</u></p>	<p>4 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲</p> <p>木造建築物をめぐっては、平成 12 年の建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の改正により、一定の性能を満たせば建築が可能となる、いわゆる性能規定化が進み、特に高い耐火性能が求められる耐火建築物においても、国土交通大臣の認定を受けた構造方式を採用するなどにより木造化することが可能となるなど、木造建築の可能性が大きく広がっている。</p> <p>しかしながら、<u>中高層の建築物や面積規模の大きい建築物</u>においては、求められる強度、耐火性等の性能を満たすために極めて断面積の大きな木材を使用する必要があるなど、現状では、<u>構造計画やコストの面で木造化が困難な場合もあり、特に構造計画の面では、</u>更なる技術的な知見の蓄積が必要な状況にある。</p> <p><u>このため、公共建築物の整備においては、2 の木材の利用を促進すべき公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、積極的に木造化を促進するものとする。</u></p> <p><u>この場合、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を促進するものとする。</u></p>

改正案	現 行
<p>ただし、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等のほか、博物館内の文化財を収蔵し又は展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。<u>また、この判断は、施設を構成する個々の建築物に対してなされるものとし、施設全体としては木造化になじまない又は木造化を図ることが困難と判断される機能等を求められる場合であっても、施設内の当該機能等を求められない建築物については木造化を促進する対象とする。なお、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物の構造は、その文化的価値を損なうことのないよう判断するものとする。</u></p>	<p>ただし、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等のほか、<u>伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物又は博物館内の文化財を収蔵し、若しくは展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。</u></p> <p><u>なお、平成26年の建築基準法の改正により、3階建ての学校や延べ面積3,000平方メートルを超える木造建築物等について、一定の防火措置を行うことで準耐火構造等での建築が可能となったことから、当該基準の見直しに係る公共建築物についても、積極的に木造化を促進するものとする。</u></p> <p><u>また、建築基準法等において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、近年進展の見られる木材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木質耐火部材の活用等により木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。</u></p>

改正案	現 行
	<p><u>さらに、平成 28 年 3 月及び 4 月には、CLT に関する建築基準法に基づく告示（強度、一般的な設計方法等）が公布・施行され、これにより、一般的な CLT パネル工法による建築物については国土交通大臣による個別の認定が不要となり通常の建築確認手続で建築できるようになるとともに、CLT 等の面材を燃えしろ設計で利用できるようになった。これらを踏まえ、同工法の採用や部分的な CLT の活用により、木材の利用の促進の契機となることが期待される公共建築物についても、木造化を促進するものとする。</u></p>

改正案	現 行
<p>5 広島県産材</p> <p>県産材とは、合法な手続を経て伐採された県内産の丸太を製材加工した木材とする。</p> <p>なお、県産材証明の方法には、次のようなものがある。</p> <p>(1) 広島県産材産地証明協議会発行の産地証明書により証明された木材</p> <p>(2) 緑の循環認証会議（SGEC）又は森林管理協議会（FSC）により、認定された認定事業者の認証林産物</p> <p>(3) 森林・林業・木材産業関係団体が認定する合法木材供給事業者が、県内で伐採された丸太を<u>利用</u>していることを納品書等で明記した木材</p> <p>(4) 森林法に基づく伐採に関する手続が行われたことを証する書類（以下「伐採届出書等」という。）の写しにより、伐採の場所及び手法が明らかな木材</p> <p>なお、製品を購入する場合にあっては、伐採届出書等の写し及び県内で伐採された丸太を<u>利用</u>していることを納品書等に明記した木材</p> <p>(5) <u>合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に基づく登録木材関連事業者が、県内で伐採された丸太を利用していることを納品書等で明記した木材</u></p>	<p>5 広島県産材</p> <p>県産材とは、合法な手続を経て伐採された県内産の丸太を製材加工した木材とする。</p> <p>なお、県産材証明の方法には、次のようなものがある。</p> <p>(1) 広島県産材産地証明協議会発行の産地証明書により証明された木材</p> <p>(2) 緑の循環認証会議（SGEC）、<u>PEFC森林認証プログラム（PEFC）</u>又は森林管理協議会（FSC）により、認定された認定事業者の認証林産物</p> <p>(3) 森林・林業・木材産業関係団体が認定する合法木材供給事業者が、県内で伐採された丸太を<u>使用</u>していることを納品書等で明記した木材</p> <p>(4) 森林法に基づく伐採に関する手続が行われたことを証する書類（以下「伐採届出書等」という。）の写しにより、伐採の場所及び手法が明らかな木材</p> <p>なお、製品を購入する場合にあっては、伐採届出書等の写し及び県内で伐採された丸太を<u>使用</u>していることを納品書等で明記した木材</p>

改正案	現 行
<p><u>6 木材の利用の促進の啓発と県民運動</u></p> <p><u>県は、関係団体と連携し、県民の目に触れる機会が多い公共建築物における木材の利用の促進を図るとともに、ホームページやパンフレット等における先導的な木造建築物の事例の紹介等により、木材の利用の効果について積極的に県民への普及啓発を行う。</u></p> <p><u>建築物における木材の利用について広く県民の関心と理解を深めるため、特に、木材利用促進の日及び木材利用促進月間において、経済界を含む事業者関連団体等とも連携し、木材利用に関する関連イベントの実施、ホームページ等の各種媒体における情報の発信等の事業を重点的かつ広範囲に実施することにより、県民運動としての木材利用促進に取り組むものとする。</u></p>	<p>[新設]</p>

改 正 案	現 行
<p>第2 県が整備する公共建築物等における木材の利用の目標</p> <p>県は、その整備する公共建築物のうち、第1の4の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する公共建築物について、原則として全て木造化を図るものとする。木造化にあたっては、可能な限り県産材を使用するものとする。</p> <p>また、県は、その整備する公共建築物について、高層・<u>低層</u>にかかわらず、直接又は報道機関等を通じて間接的に県民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を推進するものとする。内装等の木質化にあたっては、可能な限り県産材を使用するものとする。</p> <p><u>さらに、木造化や内装等の木質化に当たっては、技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、新たな木質部材の活用や部材単位の木造化等の技術の活用に取り組むものとする。</u></p> <p>加えて、<u>県は、その整備する全ての公共建築物において、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を推進するほか、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマス燃料とするものの導入に努めるものとする。</u></p> <p>なお、県がその整備する公共建築物において利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む。）のうち、グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当するものについては、原則として、全てのものをグリーン購入法第6条第1項の環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示された判断の基準を満たすものとすることを目標とする。</p> <p><u>また、</u>県は、市町等が行う公共建築物の整備及び公共土木工事等の補助</p>	<p>第2 県が整備する公共建築物等における木材の利用の目標</p> <p><u>1 木造化</u></p> <p>県は、その整備する公共建築物のうち、第1の4の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する<u>低層の公共建築物</u>について、原則として全て木造化を図るものとする。木造化にあたっては、可能な限り県産材を使用するものとする。</p> <p><u>2 内装等の木質化</u></p> <p>県は、その整備する公共建築物について、高さ・<u>面積の規模</u>にかかわらず、直接又は報道機関等を通じて間接的に県民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を促進するものとする。内装等の木質化にあたっては、可能な限り県産材を使用するものとする。</p> <p><u>3 その他の木材利用</u></p> <p>県は、その整備する公共建築物において、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を促進するほか、公共土木事業資材についても木製品の利用を促進する。また、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマス燃料とするものの導入に努めるものとする。この場合も、可能な限り県産材製品を使用するものとする。</p> <p>なお、県がその整備する公共建築物において利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む。）のうち、グリーン購入法に規定する特</p>

改 正 案	現 行
<p>にあたって、事業主体の理解を求め、可能な限り県産材が積極的に使用されるよう配慮するものとする。</p>	<p>定調達品目に該当するものについては、原則として、グリーン購入法第6条第1項の環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示された判断の基準を満たすものとするを目標とする。</p> <p>また、木造化や内装等の木質化にあたっては、技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、CLT、<u>木質耐火部材</u>等の<u>新たな木質部材の活用</u>に取り組むものとする。</p>

改正案	現 行
〔削る〕	<p><u>4 県が補助する公共建築物等</u></p> <p>県は、市町等が行う公共建築物の整備及び公共土木工事等の補助にあたって、事業主体の理解を求め、可能な限り <u>1 から 3 に準じて</u> 県産材が積極的に使用されるよう配慮するものとする。</p>

改正案	現 行
<p>第3 <u>建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項</u></p> <p><u>建築物における木材の利用を促進するためには、その材料となる建築用木材が適切かつ安定的に供給されることが重要となる。また、比較的大規模なものが含まれる公共建築物における木材の利用の促進を図るためには、柱と柱の間隔（スパン）が長い、天井が高いといった構造的特性にも対応した長尺・大断面の木材等の建築用木材が、適切かつ安定的に供給される必要がある。</u></p> <p><u>このため、森林所有者、林業従事者、木材製造業者その他の木材の供給に携わる者が連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上、木材の需給に関する情報の共有、木材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、建築物の整備における木材の利用の動向やニーズに応じた木材の適切な供給のための品質性能の明らかな木材の加工体制及び流通体制の整備や合法伐採木材等の供給体制の整備等に取り組むなど、法第6条の規定にのっとり、木材の利用が促進されるように木材の適切かつ安定的な供給に努めるものとする。</u></p> <p>また、県、木材製造業者その他の木材の生産に携わる者は、強度や耐火性に優れる等の品質・性能の高い木質部材の生産及び供給や木材を利用した建築工法等に関する研究及び技術の開発に積極的に取り組むものとする。</p>	<p>第3 <u>公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項</u></p> <p>公共建築物における木材の利用の促進を図るためには、柱と柱の間隔（スパン）が長い、天井が高いといった公共建築物の構造的特性に対応した長尺・大断面の木材等の公共建築物における利用に適した木材、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）第2条第2項に規定する合法伐採木材等並びにCLT及び木質耐火部材等の新たな木質部材が、低コストで円滑に供給される必要がある。</p> <p>このため、森林所有者や素材生産業者等の林業従事者、木材製造業者その他の木材の供給に携わる者が連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上、木材の需給に関する情報の共有及び木材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、<u>公共建築物の整備における木材の利用の動向やニーズに応じた木材の適切な供給のための品質性能の明らかな木材の加工体制及び流通体制の整備や合法性等が証明された木材の供給体制の整備等に取り組むものとする。</u></p> <p>また、県、木材製造業者その他の木材の生産に携わる者は、強度や耐火性に優れる等の品質・性能の高い木質部材の生産及び供給や木材を利用した建築工法等に関する研究及び技術の開発に積極的に取り組むものとする。</p>

改正案	現 行
<p>第4 その他建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項</p> <p>1 推進体制</p> <p><u>建築物</u>における木材の利用の促進を効果的に図り、全庁的に連携した取組としていくため、農林水産局長を会長として、関係する県各部局等の課長を構成員とする木材利用推進会議を設置する。</p> <p>木材利用推進会議では、各部局等が整備する公共建築物の木造化等の協議、<u>建築物における木材の利用促進に向けた検討等</u>を行う。</p>	<p>第4 その他公共建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項</p> <p>1 推進体制</p> <p><u>公共建築物等</u>における木材の利用の促進を効果的に図り、全庁的に連携した取組としていくため、農林水産局長を会長として、関係する県各部局等の課長を構成員とする木材利用推進会議を設置する。</p> <p>木材利用推進会議では、各部局等が整備する公共建築物の木造化等の協議、<u>木造化等検討に必要な情報（県産材利用事例、木材調達情報等）の収集・提供</u>を行う。</p>

改正案	現 行
<p><u>2 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項</u></p> <p><u>公共建築物の整備において木材を利用するに当たっては、一般に流通している木材を使用するなどの設計上の工夫や効率的な木材調達等によって、建設コストの適正な管理を図ることが重要である。</u></p> <p><u>また、公共建築物の整備に当たっては、建設自体に伴うコストにとどまらず、維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮する必要がある。</u></p> <p><u>このため、公共建築物を整備する者は、部材の点検・補修・交換が容易な構造とするなどの設計上の工夫により維持管理コストの低減を図ることを含め、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分検討するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断した上で、木材の利用に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、木造の建築物の整備の検討に当たっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数については木造の建築物のものが非木造の建築物のものに比べ短いことから、木造の建築物は耐久性が低いと考えられがちであるが、劣化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置等を適切に行った木造の建築物については、長期にわたり利用が可能であることも考慮する必要がある。</u></p> <p><u>さらに、備品や消耗品についても、購入コストや、木材の利用の意義や効果を総合的に判断するものとする。</u></p>	<p>[新設]</p>

改正案	現 行
<p><u>加えて、公共建築物における木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入に当たっては、当該暖房器具やボイラー（これらに付随する燃料保管施設等を含む。）の導入及び燃料の調達に要するコストのみならず、燃焼灰の処分を含む維持管理に要するコスト及びその体制についても考慮する必要がある。</u></p>	

改正案	現 行
<p><u>3</u> 公共建築物整備計画企画・立案にあたっての留意</p> <p>公共建築物を整備しようとする主務課は、当該整備を企画・立案する際に、県産材利用事例や木材調達情報等を参考にして木造化及び内装等の木質化を検討するとともに、木造化等が困難な場合は、その理由を整理する。</p> <p>また、木造の建築物の整備の検討に当たっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数については木造の建築物のものが非木造の建築物のものに比べ短いことから、木造の建築物は耐久性が低いと考えられがちであるが、劣化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置等を適切に行った木造の建築物については、長期にわたり利用が可能であることも考慮する必要がある。</p>	<p><u>2</u> 公共建築物整備計画企画・立案にあたっての留意</p> <p>公共建築物を整備しようとする主務課は、当該整備を企画・立案する際に、県産材利用事例や木材調達情報等を参考にして木造化及び内装等の木質化を検討するとともに、木造化等が困難な場合は、その理由を整理する。</p> <p>また、木造の建築物の整備の検討に当たっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数については木造の建築物のものが非木造の建築物のものに比べ短いことから、木造の建築物は耐久性が低いと考えられがちであるが、劣化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置等を適切に行った木造の建築物については、長期にわたり利用が可能であることも考慮する必要がある。</p>

改 正 案	現 行
<p><u>4</u> 木造化等計画実績の公表</p> <p>県は、毎年整備する公共建築物における本方針に基づく木材の利用促進の実施状況を整理した上で、県ホームページで公表する。</p>	<p><u>3</u> 木造化等計画実績の公表</p> <p>県は、毎年整備する公共建築物における本方針に基づく木材の利用促進の実施状況を整理した上で、県ホームページで公表する。</p>

改正公共建築物等木材利用促進法 (脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における 木材の利用の促進に関する法律) の概要

～ はじめよう ウッド・チェンジ ～

ハンドブック ver.1



令和 3 年10月

林野庁

はじめに

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が制定されて約10年が経過しました。この間、耐震性能や防耐火性能等の技術革新、建築基準の合理化等により、木材利用の可能性が大きく広がっています。

また、2020年10月、我が国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとする「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。森林はCO₂を吸収し、固定するとともに、木材として建築物などに利用することで炭素を長期間貯蔵可能です。加えて、省エネ資材である木材の利用等はCO₂排出削減にも寄与します。

戦後植林された国内の森林資源が本格的な利用期を迎える中、「伐って、使って、植える」という森林資源の循環利用を進め、人工林の再造林を図るとともに、木材利用を拡大することは、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するとともに、林業・木材産業の活性化を通じて、地域経済の活性化にもつながります。

こうしたことを背景として、本年6月、木材利用促進の対象を公共建築物から、民間建築物を含めた建築物一般に拡大するための法改正が行われ、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」として、10月1日に施行されました。

改正法施行日である10月1日には、農林水産大臣を本部長とし、総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣を本部員とする木材利用促進本部が開催され、同本部において、建築物における木材の利用の促進に関する基本方針が策定されました。

これにより、本部員の主務省をはじめとして、政府が一体となって基本方針に基づく木材利用促進に取り組んでいくこととしております。

今般の法改正では、建築物における木材利用をより一層促進するため、新たに「建築物木材利用促進協定」制度が創設され、事業者等は、国又は地方公共団体と協定を締結することができるようになりました。

本ハンドブックでは、この協定制度を中心に、木材利用をめぐる現状から法改正の概要、優良事例まで幅広く解説していきます。

本年をウッド・チェンジ（※）元年として、豊かでサステナブルな都市づくり、活気あふれる山村づくりを進めてまいりましょう。

※ 建築物を木造化・木質化する、身の回りのものを木に変える、木を暮らしに取り入れるなど、木の利用を通じて持続可能な社会へチェンジする行動を指します。



目次

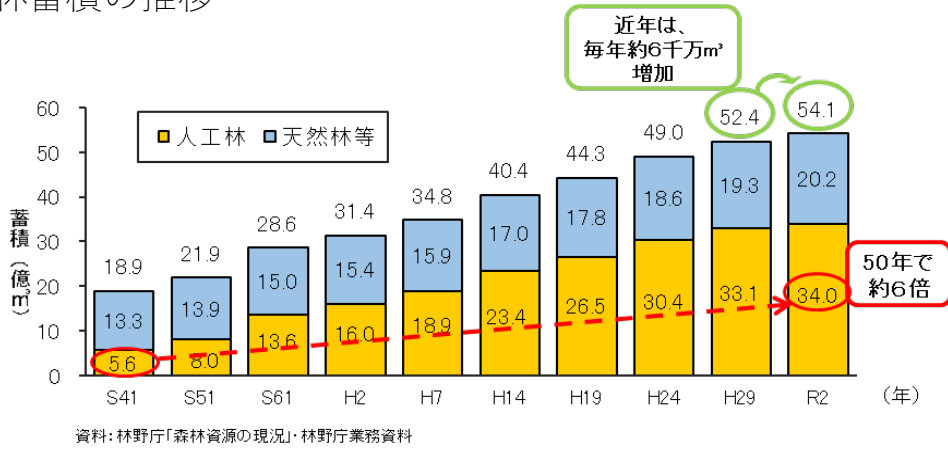
1	木材利用をめぐる状況	1
2	法改正の概要	7
3	国の基本方針について	10
4	建築物木材利用促進協定制度について	12
5	建築物における木材利用の優良事例情報	22
6	その他の情報URL	22

1 木材利用をめぐる状況

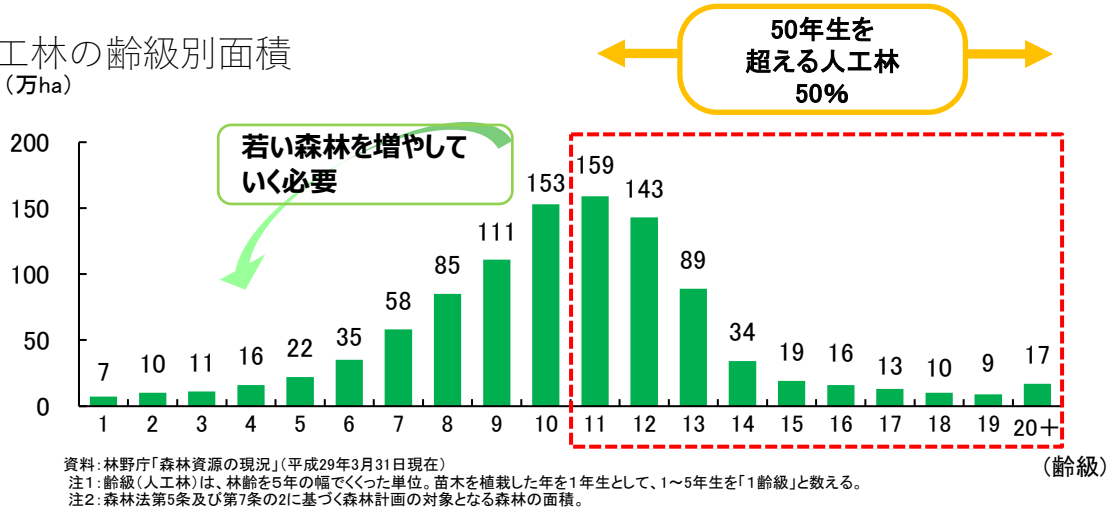
森林資源の現況

- 森林資源は人工林を中心に蓄積が毎年約6千万 m^3 増加し、現在は約54億 m^3 。
- 人工林の半数が51年生以上となり主伐期を迎えつつある中、「伐って、使って、植えて、育てる」持続可能な森林経営のサイクル構築が必須となっています。
- そのためには、木材利用を促進し、山元へ再造林のための資金を還元する必要があります。

■ 森林蓄積の推移



■ 人工林の齢級別面積 (万ha)



■ 伐って、使って、植えて、育てる



木材利用の意義

- 木材の利用拡大等を通じ、森林資源を循環利用することで、様々なSDGsに貢献。
- 木造建築物は、規模や設計等の工夫によっては、非木造の場合よりも低コスト・短工期で整備できる場合もあります。
- 木造や木質化を採用した施設や店舗等では、ビジネス面での効果が期待できます。

我が国の森林の循環利用とSDGsとの関係



注1：アイコンの下の文言は、期待される主な効果等を記載したものであり、各ゴールの解説ではない。
 注2：このほか、ゴール1は森林に依存する人々の極度の貧困の撲滅、ゴール10は森林を利用する権利の保障、ゴール16は持続可能な森林経営を実施するためのガバナンスの枠組みの促進等に関連する。ここに記載していない効果も含め、更にSDGsへの寄与が広がることが期待される。

木造と非木造のコスト比較例 (保育室の試算)

- 実在する木造の保育園の保育室について、鉄骨造（内装木質化）で再設計して工事費を試算し、比較を実施。
- 木造の方が建物の重量が軽減され、基礎工事が鉄骨造より安くなった。また、木造の方は、構造材等をあらわしにすることにより内装の木質化を省くことができる部分があるため、木造の方が下地・内外装工事が安くなった。

室名・面積	保育室・335㎡		㎡単価比
構造種別	鉄骨造	木造	木造/鉄骨造
構造特徴	ラーメン構造	製材・重ね材トラス造	-
合計㎡単価	100,679円	80,342円	0.80
上部㎡単価	77,478円	61,144円	0.79
- 躯体	34,661円	31,834円	0.92
- 下地	12,820円	8,160円	0.64
- 内外装	29,997円	21,150円	0.71
基礎㎡単価	23,201円	19,198円	0.83

※比較の条件等、詳細な内容については、(一社)木を活かす建築推進協議会ホームページ参照。
<http://www.kiwoikasu.or.jp/technology/s01.php?no=373>

木材利用によるビジネス面での効果

事例① 新柏クリニック

〈木質耐火部材を用い木造化した人工透析治療のための病院施設〉

効果：利用患者数が増えたとともに、看護師のリクルートでの応募数も増加(新柏クリニック談)



事例② ギゼル自由が丘01 B館

〈耐火木造の商業テナントビル〉

効果：木質化で空間価値を高め、建設費に見合う賃料設定ができた(シェルター(株)談)



事例③ JR秋田駅

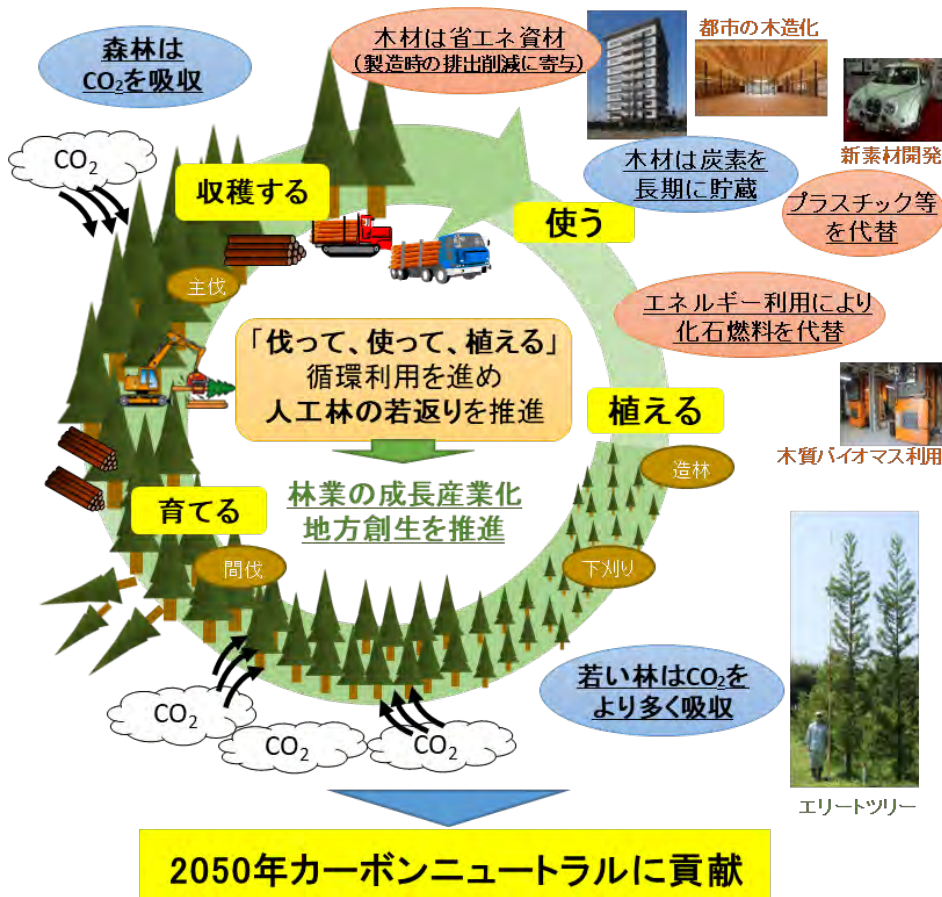
〈県産材を活用し駅・自由通路・待合ラウンジを一体的に木質化〉

効果：ラウンジ等の利用者が倍増し、かつ1人1人の滞在時間も延びた(JR東日本談)



- 森林はCO₂を吸収し、固定するとともに、木材として建築物などに利用することで炭素を長期間貯蔵可能です。加えて、省エネ資材である木材や木質バイオマスのエネルギー利用等は、CO₂排出削減にも寄与します。
- 2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するためには、間伐の着実な実施に加えて、「伐って、使って、植えて、育てる」という資源の循環利用を進め、人工林の再造林を図るとともに、木材利用を拡大することが有効です。

■ 2050年カーボンニュートラルへの森林・木材分野の貢献



吸収源・貯蔵庫としての森林・木材

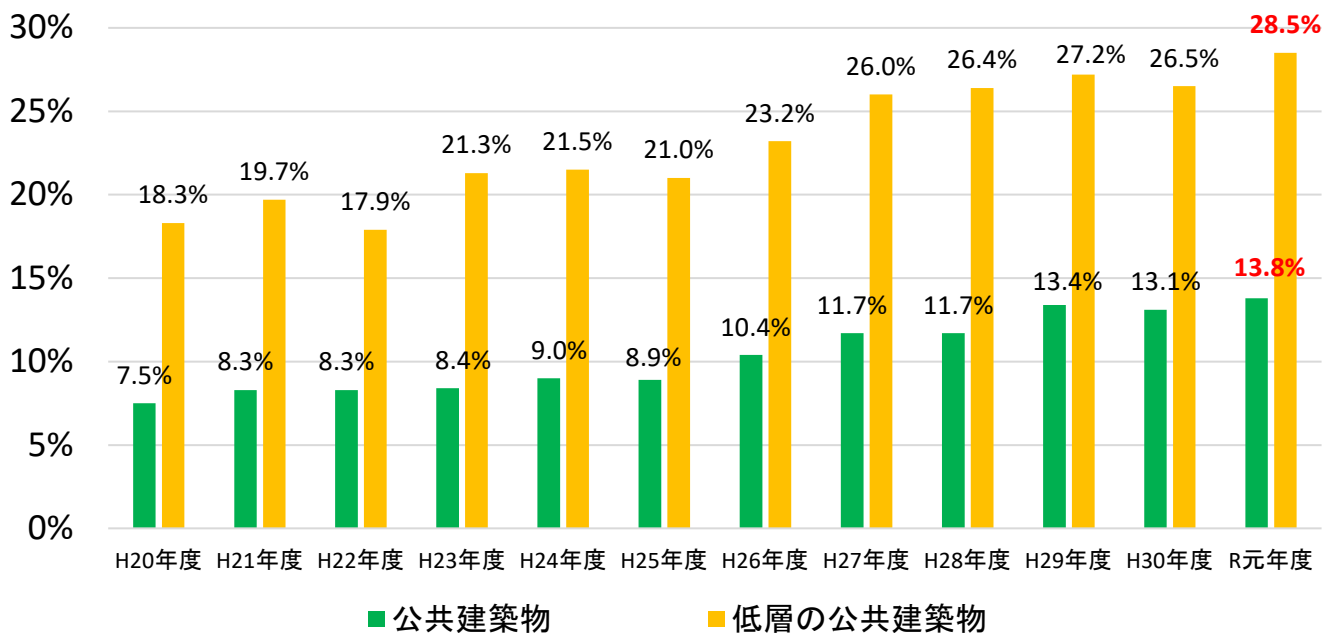
- **森林はCO₂を吸収**
 - ・樹木は空気中のCO₂を吸収して成長
- **木材は炭素を貯蔵**
 - ・木材製品として利用すれば長期間炭素を貯蔵

2019年の森林吸収量実績は約4,290万CO₂トン
(うち木材分は約380万CO₂トン)

公共建築物の木造化

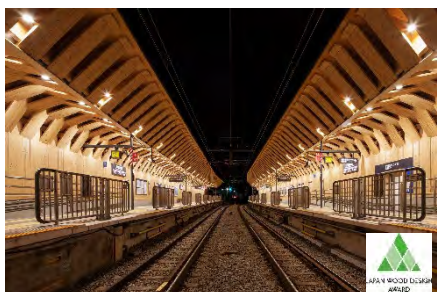
- 平成22年に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が制定され、率先して公共建築物での木材利用を促進してきました。
- 公共建築物の木造率は上昇傾向で推移し、木材利用の取組は進展しています。

公共建築物の木造率の推移



注1 国土交通省「建築着工統計調査」のデータを基に林野庁が試算。
 注2 木造とは、建築基準法第2条第5号の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段）に木材を利用したものをいう。
 注3 木造率の試算の対象には住宅を含む。また、新築、増築、改築を含む（低層の公共建築物については新築のみ）。
 注4 「公共建築物」とは国及び地方公共団体が建築する全ての建築物並びに民間事業者が建築する教育施設、医療・福祉施設等の建築物をいう。

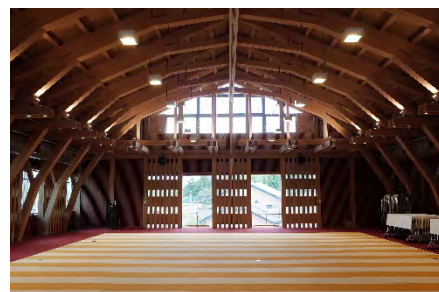
公共建築物での木材利用の事例



東急池上線戸越銀座駅
(東京都品川区)



江東区立有明西学園
(東京都江東区)



白鷹町まちづくり複合施設
(山形県西置賜郡白鷹町)



新柏クリニック
(千葉県柏市)



農林水産省保育所
(東京都千代田区)

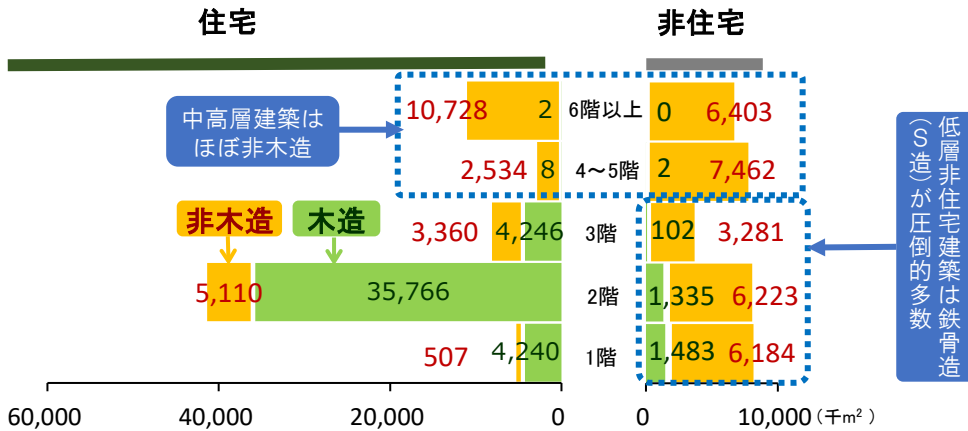


みやこ下地島空港ターミナル
(沖縄県宮古島市)

木材利用の更なる拡大に向けて

- 中高層建築物や低層非住宅建築物の木造率は低位であり、これらでの木材利用の拡大に向けて、木質耐火部材の開発普及支援などを実施しています。
- また、民間建築物等における木材利用促進に向けて、川上から川下までの関係者が一堂に会する官民協議会（ウッド・チェンジ協議会）を立ち上げました。

■ 階層別・構造別の着工建築物の床面積（2020年）



■ 中高層建築物・低層非住宅建築物での木材利用拡大に向けた取組

中高層建築物

- 耐火部材の開発普及支援
 - 荷重支持部
 - 燃え止まり層
 - 燃え止まり層
 - 燃え代層
- 中大規模木造建築物の設計者の普及・育成
- CLT等の中高層木造モデル実証支援等の利用拡大支援

（鉄骨造+木造の混構造10階建て共同住宅）

（スギのCLT）

低層非住宅建築物

- 構造計算に対応できるJAS無垢材の普及支援
- 国産材2×4部材の利用拡大支援

（JAS構造材を活用した商業ビル）

■ 民間建築物等における木材利用促進に向けた官民協議会の立上げ

川上から川下までの各界の関係者が一堂に会する官民協議会「民間建築物等における木材利用促進に向けた協議会」（通称「ウッド・チェンジ協議会」）を令和3年9月13日に立ち上げ。今後、低層店舗、中規模ビル等の木造化・木質化における課題や解決方を検討。木造の設計に係るモデルや課題への対応の優良事例などを取りまとめて共有し、木材利用に向けた取組を促進することとしている。

【参加団体・企業】

- ・経済同友会、日本経済団体連合会ほか（経済団体）
- ・日本建設業連合会、住宅生産団体連合会ほか（建設サイド）
- ・全国木材組合連合会ほか（木材供給サイド）
- ・全国森林組合連合会ほか（森林経営サイド）
- ・全国知事会、全国市長会、全国町村会（行政サイド）
- ・民間企業、関係省庁等

【会長】 隅修三氏



○ 農林水産省では、建築物に利用した炭素貯蔵量をわかりやすく表示するためのガイドラインを定めました。

■ 趣旨

木材利用の一層の促進を通じた地球温暖化防止を図るため、建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量を国民や企業にとってわかりやすく表示する方法を示したガイドラインを定めたもの。

■ ガイドラインの内容

建築物の所有者、建築物を建築する事業者等が、HWP※の考え方を踏まえて、建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量を自らの発意及び責任において表示する場合における標準的な計算方法と表示方法を示すもの。

※Harvested Wood Products（伐採木材製品）の略で、京都議定書第二約束期間からパリ協定下において、国内の森林から伐採・搬出された木材を製材、パネルなどとして建築物等に利用した場合にその炭素貯蔵量の変化量を温室効果ガス吸収量等として計上できることとされている。

ガイドライン及び炭素貯蔵量計算シートを林野庁HP内の下記URLに掲載。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/mieruka.html>

〔炭素貯蔵量（CO₂換算量）計算式〕

$$Cs = W \times D \times Cf \times 44/12$$

Cs：建築物に利用した木材（製材のほか、集成材や合板、木質ボード等の木質資材を含む。）に係る炭素貯蔵量（t-CO₂）

W：建築物に利用した木材の量（m³）（気乾状態の材積の値とする。）

D：木材の密度（t/m³）（気乾状態の材積に対する全乾状態の質量の比とする。）

Cf：木材の炭素含有量（木材の全乾状態の質量における炭素含有量とする。）

【表示例】

中層の木造ビルを想定した表示イメージ（例）

延べ床面積：1,000㎡、木材利用量合計：400㎡（国産材400㎡）

〇〇ビル（東京都〇〇区〇〇 〇〇）に利用した木材に係る炭素貯蔵量（CO₂換算）

延べ床面積	国産材利用量	国産材の炭素貯蔵量（CO ₂ 換算）	木材全体利用量	木材全体の炭素貯蔵量（CO ₂ 換算）
1,000 ㎡	400 ㎡	273 t-CO ₂	400 ㎡	273 t-CO ₂

この表示は、林野庁「建築物に利用した木材の炭素貯蔵量の表示ガイドライン」（令和3年10月1日付け3林政産第85号林野庁長官通知）に準拠し、この建築物に利用した木材が貯蔵している炭素（CO₂換算）の量を示すものです。木材は、森林が吸収した炭素を貯蔵しており、木材を建築物等に利用していくことは、「都市等における第2の森林づくり」としてカーボンニュートラルへの貢献が期待されています。

【計算式】

$$\text{木材の材積 (m}^3\text{)} \times \text{密度 (t/m}^3\text{)} \times \text{炭素含有率} \times 44/12 = \text{炭素貯蔵量 (CO}_2\text{換算) (t-CO}_2\text{)}$$

【計算のイメージ】

- 構造材（製材） スギ 240㎡ × 0.331 t/㎡ × 0.50 × 44/12 = 145.6 t-CO₂
- 下地材（製材） スギ 80㎡ × 0.331 t/㎡ × 0.50 × 44/12 = 48.5 t-CO₂
- 構造用合板 スギ 80㎡ × 0.542 t/㎡ × 0.493 × 44/12 = 78.4 t-CO₂

文献により把握した樹種別、製品別の密度（t/㎡）を利用

文献により把握した樹種別、製品別の炭素含有率

炭素量を二酸化炭素量に換算

合計 273 t-CO₂

（責任者名）〇〇 〇〇 （連絡先） TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

改正の趣旨

脱炭素社会の実現への貢献が求められる中、これまで公共建築物を対象として木材利用の促進を図ってきた「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」について、より一層の木材利用の促進を図るため、民間建築物を含めた建築物一般に対象を拡げることとし、法律名が、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改められました。

法律の目的に「脱炭素社会の実現に資すること」が追加されるとともに、

- ①木材利用の促進に関する基本理念を新設
 - ②基本方針等の対象を公共建築物から建築物一般に拡大
 - ③林業・木材産業の事業者に対して建築用木材等の適切かつ安定的な供給に努める旨を規定
 - ④木材利用促進の日（10月8日）と木材利用促進月間（10月）の法定化
 - ⑤木材利用促進本部の新設
 - ⑥「建築物木材利用促進協定」制度の新設
- など、民間建築物を含む建築物全般での木材利用をさらに促進するため、施策の拡充を図る内容となっています。

主な改正内容

- ①脱炭素社会の実現を位置付け
- ②木材利用促進の対象を公共建築物から建築物に拡大

追加

施行期日
令和3年10月1日

題名 **脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律**

木材利用の意義
について基本理念
を新設 (新第三条)

新設

第一条 目的

- 公共建築物等における木材の利用を促進し、木材の適切な供給及び利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、もって森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与

木材利用促進
本部を設置
(新第二十五条)

新設

農林水産大臣
(本部長)
総務大臣、文科大臣
経産大臣、国交大臣
環境大臣他
関係大臣で構成

建築物における木材利用
促進に関する基本方針を
策定・実施の推進 等

関係者の役割

基本方針等の策定

第三条 国の責務

(新第四条)

- 木材利用促進に関する施策を総合的に策定・実施
- 自ら率先して公共建築物において木材利用
- 木材利用に関する国民理解の醸成 等

維持

第七条 基本方針

(新第十条)

- 農林水産大臣・国土交通大臣は、公共建築物における木材の利用促進の意義・基本的方向等を定める基本方針を定める

即して定める

第四条 地方公共団体の責務

(新第五条)

- 国の施策に準じて木材の利用促進に関する施策を策定・実施
- 公共建築物における木材の利用

維持

第八条 都道府県方針

(新第十一条)

即して定める

第九条 市町村方針

(新第十二条)

第五条 事業者の努力

(新第六条)

- 事業活動等に関し、木材の利用促進に自ら努める

追加

林業・木材産業の事業者の
木材の安定供給に係る努力義務を規定

①建築物木材利用促進協定制度の創設

(新第十五条)

- 協定内容を誠実に履行
- 協定を締結した事業者等の取組を支援するための必要な措置

新設

第六条 国民の努力

(新第七条)

- 木材の利用促進に自ら努める
- 国又は地方公共団体の施策に協力

維持

②建築物における木材の利用を促進するための必要な措置

新設

木材利用促進月間(10月)・木材利用促進の日(10月8日)
(新第九条)、表彰(新第三十一条)を規定

脱炭素社会の実現に向けた国民運動
を展開



○脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材利用の促進に関する法律（抄）

（基本理念）

第三条 木材の利用の促進は、地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、そのための脱炭素社会の実現が我が国の緊要な課題となっていることに鑑み、森林における造林、保育及び伐採、木材の製造、建築物等における木材の利用並びに森林における伐採後の造林という循環が安定的かつ持続的に行われることにより森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化が十分に図られることを旨として行われなければならない。

2 木材の利用の促進は、製造過程における多量の二酸化炭素の排出等による環境への負荷の程度が高い資材又は化石資源（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭をいう。以下同じ。）に代替して、森林から再生産することが可能である木材を利用することにより、二酸化炭素の排出の抑制その他の環境への負荷の低減が図られることを旨として行われなければならない。

3 木材の利用の促進は、森林の有する国土の保全、水源の涵養その他の多面的機能が持続的に発揮されるとともに、林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展を通じて山村のその他の地域の経済の活性化に資することを旨として行われなければならない。

3 国の基本方針について

木材利用促進本部において、令和3年10月1日に基本方針を策定しました。

(1) 建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向

国産材の利用拡大は、林業・木材産業の持続性を高め、森林の適正な整備、地域経済の活性化、脱炭素社会の実現に資すること等から、国は、地方公共団体、事業者、国民と相互に連携・協力を図りつつ、基本理念を踏まえ、非住宅建築物や中高層建築物を含む建築物全体での木材の利用を促進していきます。

(2) 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

木造建築物の設計・施工に関する先進的な技術の普及や人材育成、建築用木材・木造建築物の安全性に関する情報提供を図るとともに、建築物木材利用促進協定制度に基づく取組を支援すること、公共建築物において率先して木材の利用を図ること、安全性を確認した上で建築基準の更なる合理化等に取り組むこと等により、建築物における木材の利用を促進していきます。

また、木材利用促進の日や木材利用促進月間に重点的な普及啓発等を行い、木材利用の促進を国民運動として進めていきます。

(3) 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標

国が整備する公共建築物においては、製材等のほか、CLT、木質耐火部材等を活用しながら、コスト・技術面で困難な場合を除き、原則木造化するとともに、内装等の木質化を推進します。

(4) 建築用木材の適切かつ安定的な供給に関する基本的事項

木材の供給に携わる者による木材の適切かつ安定的な供給に向けた取組、CLT等の強度等に優れた建築用木材の製造技術の開発等を促進していきます。

「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」の構成

＜基本方針の構成＞

＜主なポイント＞

- 第1 建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向
 - 1 建築物における木材の利用の促進の意義
 - 2 建築物における木材の利用の促進の基本的方向
- 第2 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項
 - 1 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等
 - 2 住宅における木材の利用の促進
 - 3 建築物木材利用促進協定制度の活用
 - 4 公共建築物における木材の利用の促進
 - 5 規制の在り方の検討等
 - 6 木材の利用の促進の啓発と国民運動
- 第3 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標
- 第4 基本方針に基づき各省各庁の長が定める公共建築物における木材の利用の促進のための計画に関する基本的事項
- 第5 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項
 - 1 木材の供給に携わる者の責務
 - 2 木材製造の高度化に関する計画に関する事項
 - 3 建築物に係る建築用木材の生産に関する技術の開発等に関する事項
- 第6 その他建築物における木材の利用の促進に関する重要事項
 - 1 都道府県方針又は市町村方針の作成に関する事項
 - 2 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項
 - 3 建築物における木材の利用の促進のための体制の整備に関する事項

- 法の**基本理念**を踏まえて木材の利用を促進
- **非住宅の建築物や中高層建築物の木造化等の促進により、脱炭素社会の実現、地域の経済の活性化等**へ大きく貢献
- 建築物における木材利用は、**快適な生活空間の形成**にも寄与
- **林業・木材産業事業者の建築用木材の安定供給に係る努力義務**
- **木造建築物の設計・施工の先進的な技術の普及、人材育成、建築用木材等の安全性に関する情報提供**
- **建築物木材利用促進協定制度の積極的な周知**
- **公共建築物における率先的な木造化・内装等の木質化**
- **安全性の確認を踏まえた建築基準の更なる合理化の検討**
- **木材利用促進の日（10月8日）、木材利用促進月間（10月）における重点的な普及啓発・国民運動化、顕著な功績のある者の表彰**
- **コスト・技術面で困難な場合を除き、原則木造化**
- **CLT等の強度又は耐火性に優れた建築用木材の製造技術、製造費用の低廉化に資する技術の開発及び普及**

基本方針について、詳しくは、林野庁HP

(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/>) に掲載しています。

4 建築物木材利用促進協定について

- 今回の法改正において、建築物における木材利用を促進するために、「建築物木材利用促進協定」制度が創設されました。
- 建築主となる事業者等は、建築物における木材利用の構想を実現するため、国又は地方公共団体と本協定を締結することができます。
- 本協定は、地域材の利用促進や川上から川下が連携した木材の安定的な供給体制の構築にも活用できます。

1 協定の目的

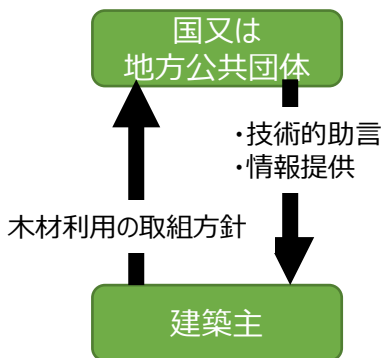
この協定制度は、建築主たる事業者等が国又は地方公共団体と協働・連携して木材の利用に取り組むことで、民間建築物における木材の利用を促進することを目的としています。

協定を締結し、建築主たる事業者等が、建築物木材利用促進構想の実現のため、国や地方公共団体と連携して取り組むことで、民間建築物における木材利用を促進し、脱炭素社会・持続可能な社会の実現を目指します。

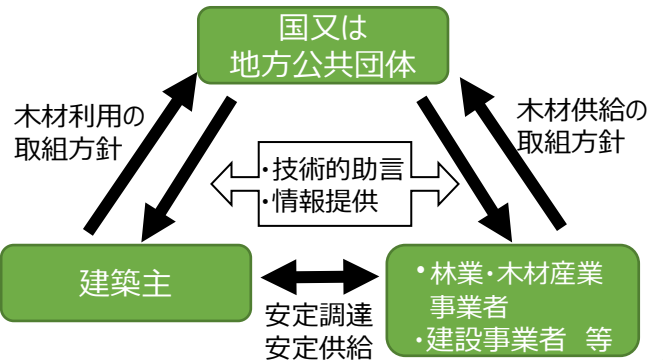
2 協定のイメージ

(1) 協定の形態

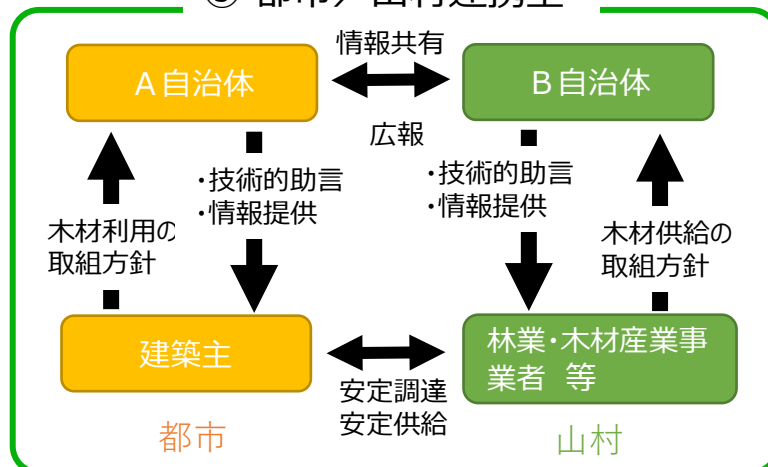
① 2者協定



② 3者協定



③ 都市／山村連携型



(2) 協定の内容

協定には、以下の事項を記載します。 ※協定の参考例は本書P.17～19をご覧ください。

- ① 協定締結者
- ② 建築物木材利用促進構想の内容
 - ・木材を利用する協定締結者による「木材の利用に関する構想」
 - ・木材の供給などを通じて木材利用の促進を行う協定締結者による「木材の利用の促進に関する構想」を協定締結者ごとに記載します。
- ③ 構想の達成に向けた取組の内容
 - ②の構想を達成するための取組について、協定締結者ごとに記載します。可能な限り数値目標を示し、具体的な取組を記載します。地域の特色を活かした内容を記載することができます。
- ④ 国又は地方公共団体の取組
- ⑤ 協定の対象区域
- ⑥ 協定の有効期間



(3) 協定締結のメリット

建築主となる事業者

- ホームページに公表されることやメディアに取り上げられること等により、当該事業者の社会的認知度が向上するだけでなく、環境意識の高い事業者として、社会的評価も向上します。
- 木材利用による炭素固定など環境保全への貢献は、ESG投資など新たな資金獲得につながる可能性があります。
- 国や地方公共団体による、財政的な支援を受けられる可能性が高まります。
(例：一部予算事業における加点等優先的な措置)

林業・木材産業事業者

- 信頼関係に基づくサプライチェーンが構築できます。
- 事業の見通しができるようになり経営の安定化が図られます。
- 林業・木材産業が環境保全に資するという国民理解の醸成が進みます。

建設事業者

- 信頼関係の構築による安定的な需要の確保が期待できます。
- サプライチェーンの構築による安定的な木材調達ができます。
- ホームページに公表されることやメディアに取り上げられること等により、技術力のアピールができ社会的認知度も向上します。

3 協定締結の手続

協定締結までの作業は以下の流れで行います。

(1) 事前相談

- 協定締結を希望する事業者等は、(2)に記載する申入れ書の提出先に、事前の相談を行います。相談先が分からない場合は、まずは、国又は各都道府県の窓口にお問い合わせください。

(2) 協定締結希望者による申入れ

- 協定締結を希望する事業者等は、協定を締結しようとする相手方が国の場合は農林水産大臣に、地方公共団体の場合は、地方公共団体の長に申入れ書を提出します。複数の事業者が連名で協定する場合、申入れ書の提出は代表となる者が行ってください。

【申入れ書の提出先】

- ・国の場合：農林水産省 林野庁 木材利用課
- ・地方公共団体の場合：各都道府県・市町村の窓口（木材利用施策を担当する林務部局など）

※国への申請方法は本書P.20を参考にしてください。

- 申入れ書の内容が法の目的や基本理念、基本方針に照らして適当なものか確認し、協定締結の応否を判断します。

(3) 協定内容の調整

- 申し入れ内容の確認後、申入れ者と協議を行い、協定の内容について調整します。

(4) 協定の締結、公表

- 協定を締結した後、協定の内容をHP等にて公表します。
※公表の内容は、協定の名称、協定の対象区域、協定の有効期間、協定に参加する者の氏名です。

4 申入れ書の記載内容

申入れ書には以下の内容を記載いただきます。
詳しくは、本書P.21をご覧ください。

※申入れ書の様式は林野庁HP
(https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/mokuri_kyoutei/kuni_kyoutei.html) からダウンロードできます。

- ① 申入れ者の氏名、住所
- ② 構想の内容
- ③ 構想の達成に向けた取組の内容
- ④ 構想の対象区域
- ⑤ 構想の達成に向けた取組の実施期間

別添様式（第1条第2項関係）
産物木材利用促進協定の締結の申入れ書

姓 氏名
申入れ者 住所

構想の内容	
構想の達成に向けた取組の内容	
構想の対象区域	
構想の達成に向けた取組の実施期間	

備考
1 添付欄には、記載しないこと。
2 申入れ者が個人にあつては、「氏名」については、その各関係及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、その各関係の住所を記載すること。
3 関係の次を記し、関係の順序を明示すること。

5 建築物木材利用促進協定制度 に関する Q&A

<相談>

Q 協定締結を検討しています。どこに相談すればよいですか？

国（農林水産大臣、総務大臣、経済産業大臣、文部科学大臣、国土交通大臣又は環境大臣）との協定締結を希望する場合、林野庁木材利用課にご相談ください。

地方公共団体との協定締結を希望する場合、建築物木材利用促進構想の対象区域を管轄する地方公共団体の窓口（木材利用施策を担当する林務部局など）にご相談ください。

相談先に迷った場合、まずは、国又は都道府県の窓口にご相談ください。

<協定が締結できる者>

Q 建築主以外の事業者等であっても、協定を締結することができますか？

協定締結の申入れ者について、主に建築主である事業者を想定していますが、建築主である事業者にも木材利用を働きかける立場にある事業者等※の役割も大きいことから、このような立場にある事業者等についても協定を締結することができることとしています。

※例えば、木材・建設関係団体、木材供給事業者、建設事業者など

Q 企業でなくても協定が締結できますか？

本協定が締結できる「事業者等」は、事業者又は事業者団体を指します。ここで「事業」とは、一定の目的をもって継続的に行われている活動をさし、営利目的か否かは問いません。

なお、事業活動ではなく、例えば、個人として住宅を取得する場合は本協定の対象外となります。

<協定締結の相手方>

Q 協定は、国、県、市町村のどこと結べばよいですか？

協定を締結しようとする相手方について、申入れ書に記載する建築物木材利用促進構想の対象区域に応じて選択します。

対象区域が複数の市町村にまたがる場合については、原則として、

- ① 各市町村に固有の役割を求める場合にあっては当該関係市町村と
- ② 上記①に該当しない場合にあっては関係市町村が属する都道府県と
- ③ 市町村及び都道府県にそれぞれ固有の役割を求める場合にあっては当該市町村及び都道府県と協定を締結することとします。

また、対象区域が複数の都道府県にまたがる場合については、原則として、区域内の全ての都道府県と協定を締結することとします。ただし、対象区域が地方ブロック全体、地方ブロックを超える区域又はその他同等以上に広域の区域である場合には、国と協定を締結することも想定されます。

複数の地方公共団体と協定を締結する場合においては、事業者等と各地方公共団体とで個別にそれぞれ協定を締結する形式のほか、事業者等と複数の地方公共団体が連名で一本の協定を締結する形式のいずれも可能です。

なお、複数の地方公共団体と一本の協定を希望する場合であっても、協定締結の申入れは、該当する地方公共団体の長にそれぞれ行います。

対象区域	協定締結の相手方
一の市町村内の区域	市町村
複数の市町村にまたがる区域	以下のいずれか。 ①区域内の全ての市町村 ②都道府県 ③都道府県及び区域内の全ての市町村
一の都道府県内の区域	都道府県
複数の都道府県にまたがる区域	区域内の全ての都道府県
うち、地方ブロック全体、地方ブロックを超える区域その他同等以上に広域の区域	以下のいずれか。 ①国 ②区域内の全ての都道府県
全国の区域	国

Q 都道府県方針や市町村方針を策定していない地方公共団体と協定を締結できますか？

令和3年10月1日に策定された国の基本方針に即した都道府県方針又は当該都道府県方針に即した市町村方針が未策定（未改定）の地方公共団体との間であっても、協定を締結することは可能です。

なお、都道府県方針及び市町村方針は早期に策定（改定）されることが望まれます。

Q 本協定を締結することによって優先的に支援が受けられる国の補助事業があり、それを活用したい場合、当該補助事業を所管する省と協定を締結する必要がありますか？

例えば、農林水産省の補助事業のうち、協定締結者を優先的に支援することとしている事業については、農林水産省だけでなく、他省や地方公共団体と建築物木材利用促進協定を締結している場合であっても優先的に支援する方向で検討しています。

農林水産省以外の各補助事業については、補助事業を所管する省にご確認ください。

<協定の内容>

Q 建築物木材利用促進構想は、数値目標が必須ですか？また、協定の有効期間の設定に上限がありますか？

構想の具体性を担保する観点から、数値での目標が盛り込まれていることが望ましいですが、定性的な目標の構想も可能です。

また、協定の有効期間について、上限を設けておりませんが、あまりに長期の場合、具体的な構想と考えるにくいことや、経済事情その他情勢の変化により基本方針が大きく変更される可能性もあることから、3～5年間程度までが妥当であると考えています。

Q 協定締結の応否はどのように判断されるのですか？

申入れ書に特段の不備がなく受理した場合は、法の目的や基本理念、国の基本方針に照らして適当なものであるか、都道府県方針を定めている都道府県にあっては当該都道府県方針に、市町村方針を定めている市町村にあっては当該市町村方針に照らして適当なものであるか、関係する省や地方自治体の施策との整合性、その施策への寄与度等を勘案して、協定締結の応否の判断を行います。

なお、反社会的勢力との協定締結や各種法令に違反する内容の協定締結には応じることができません。

Q 協定のひな型はありますか？

①2者協定、②3者協定、③都市/山村連携型の3タイプの協定の参考例を本書P.17～19に掲載しています。この参考例では、最低限の記載内容を提示していますが、地域の特色を反映した内容の協定とすることも可能です。

<国への協定締結申入れ>

Q 国との協定締結を希望する場合、どのような手続きで申入れしたらよいですか？

本書P.20～21をご覧ください。

建築物木材利用促進協定（2者協定の場合）参考例

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第15条第1項に基づき、〇〇株式会社（以下「甲」という。）と〇省（以下「乙」という。）は、〇〇協定を締結する。

1. 目的

この協定は、甲の「建築物の木材の利用に関する構想」について、甲及び乙が連携・協力することにより、甲による取組を促進し、構想の達成に寄与することを目的とする。

2. 建築物木材利用促進構想（甲による木材の利用に関する構想）

（1）構想の内容

※甲（木材を利用する協定者）の構想について概要を記載。（以下、イメージ）

- ・甲は、自社の店舗等の整備にあたり、構造や内外装に地域材を積極的に活用することにより、2050年カーボンニュートラルの実現や山村の活性化等に貢献していく。また、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号、以下「クリーンウッド法」という。）第2条第2項に規定する合法伐採木材を利用することにより、SDGsに貢献していく。

（2）構想の達成に向けた取組の内容

※上記構想の達成に向けた具体的な取組について、可能な限り数値目標を含めて記載。（以下、イメージ）

- ・甲は、今後3年間に建設予定の建築物すべてにおいて、床面積1m²当たり〇m³以上の地域材を利用する設計を基本とし、3年間で計1,000m³の地域材を利用する（過去3年間の地域材利用量200m³の5倍に相当）。その際、クリーンウッド法に基づき登録木材関連事業者により合法性が確認された木材を利用する。

- ・甲は、乙と連携して、木材利用の意義やメリットについて、シンポジウムや動画等で積極的に情報発信する。

3. 甲の構想を達成するための乙による支援（※以下、イメージ）

乙は、甲の構想の達成に向けて、甲に対して技術的助言や活用可能な補助事業等の情報提供を行うとともに、定期的な意見交換や木材利用に関する相談窓口・専門家の紹介などを行う。また、本協定に基づく甲の取組を優良事例として積極的に広報する。

4. 構想の対象区域

全国

5. 本協定の有効期間

本協定の有効期間は、締結の日から、令和〇年〇月〇日までとする。

6. その他

（1）実施状況の報告

甲は、乙が求めた場合、構想の達成に向けた取組の実施状況の報告に協力するものとする。

（2）協定の変更及び協議

甲及び乙は、この協定の内容を変更する必要があるが生じた場合、又はこの協定に定められていない事項について連携・協力する必要があるが生じた場合、速やかに協議し、これを解決するものとする。

（3）協定の解除

甲及び乙は、相手方がこの協定で定めた取組を実施しない場合、又はこの協定で定めた内容を履行しない場合、この協定を解除することができるものとする。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙が記名の上、各自の一通を保管する。

令和〇年〇月〇日

甲 〇〇株式会社 代表取締役

乙 〇〇大臣

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第15条第1項に基づき、〇〇株式会社（以下「甲」という。）、〇〇林業株式会社（以下「乙」という。）、〇〇県（以下「丙」という。）は、〇〇協定を締結する。

1. 目的

この協定は、甲の「建築物の木材の利用に関する構想」及び乙の「木材の利用の促進に関する構想」について、甲、乙及び丙が連携・協力することにより、甲及び乙による取組を促進し、構想の達成に寄与することを目的とする。

2. 建築物木材利用促進構想

(1) 甲による木材の利用に関する構想

①構想の内容

※甲（木材を利用する協定者）の構想について概要を記載。（以下、イメージ）

- ・甲は、自社の店舗等の整備にあたり、構造や内外装に地域材を積極的に活用することにより、2050年カーボンニュートラルの実現や山村の活性化等にご貢献していく。また、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号、以下「クリーンウッド法」という。）第2条第2項に規定する合法伐採木材を利用することにより、SDGsにご貢献していく。

②構想の達成に向けた取組の内容

※上記構想の達成に向けた具体的な取組について、可能な限り数値目標を含めて記載。

（以下、イメージ）

- ・甲は、今後3年間に建設予定の建築物すべてにおいて、床面積1m²当たり0m³以上の地域材を利用する設計を基本とし、3年間で計1,000m³の地域材を利用する（過去3年間の地域材利用量200m³の5倍に相当）。その際、グリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者により合法性が確認された木材を利用する。
- ・甲は、必要な木材を確実に調達できるよう、必要な材積、樹種、寸法などの情報を乙と共有し、十分な時間的余裕をもつて調整を図るよう努める。
- ・甲は、森林資源の循環利用のため、乙と連携して伐採跡地での植林を行う。
- ・甲は、乙と連携して木材利用意義やメリットについて、シンポジウムや動画等で積極的に情報発信する。

(2) 乙による木材の利用の促進に関する構想

①構想の内容

※乙（木材の供給などを通じて木材利用の促進を行う協定者）の構想について概要を記載。（以下、イメージ）

- ・乙は、甲による建築物の木材利用を促進するため、地域材の安定供給等の協力を行うとともに、森林資源の循環利用、ひいては2050年カーボンニュートラルの実現にご貢献していく。

②構想の達成に向けた取組の内容

※上記構想の達成に向けた具体的な取組について、可能な限り数値目標を含めて記載。

（以下、イメージ）

- ・乙は、甲による〇〇地域での建築物の整備にあたり、あらかじめ供給体制を整え、店舗等の建設で求められる品質や量の合法伐採木材の供給を適時に行うよう努める。

- ・乙は、甲の建築物に利用した木質部材や供給体制の構築等の取組について、他者による取組の参考となるよう、情報を広く発信する。
- ・乙は、森林資源の循環利用のため、甲と連携して伐採跡地での植林を行う。

3. 甲及び乙の構想を達成するための丙による支援（※以下、イメージ）

丙は、甲及び乙の構想の達成に向けて、甲及び乙に対して技術的助言や活用可能な補助事業等の情報提供を行うとともに、定期的な意見交換や木材利用に関する相談窓口・専門家の紹介などを行う。また、本協定に基づく甲の取組を優良事例として積極的に広報する。

4. 構想の対象区域

〇〇県

5. 本協定の有効期間

本協定の有効期間は、締結の日から、令和〇年〇月〇日までとする。

6. その他

(1) 実施状況の報告

甲及び乙は、丙が求めた場合、構想の達成に向けた取組の実施状況の報告に協力するものとする。

(2) 協定の変更及び協議

甲、乙及び丙は、この協定の内容を変更する必要があるが生じた場合、又はこの協定に定められていない事項について連携・協力する必要があるが生じた場合、速やかに協議し、これを解決するものとする。

(3) 協定の解除

甲、乙及び丙は、他の協定者がこの協定で定めた取組を実施しない場合、又はこの協定で定めた内容を履行しない場合、この協定を解除することができるものとする。

この協定を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙が記名の上、各自その一通を保管する。

令和〇年〇月〇日

甲 〇〇株式会社 代表取締役
乙 〇〇林業株式会社 代表理事
丙 〇〇県知事

建築物木材利用促進協定（都市／山村連携型の場合）参考例

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第15条第1項に基づき、〇〇株式会社（以下「甲」という。）、〇〇林業株式会社（以下「乙」という。）及び〇〇市（以下「丙」という。）、〇〇村（以下「丁」という。）は、〇〇協定を締結する。

※丙は都市部にある建築物を整備する区域の地方自治体、丁は山村地域にある木材供給区域の地方自治体を想定。

1. 目的

この協定は、甲の「建築物の木材の利用に関する構想」及び乙の「木材の利用の促進に関する構想」について、甲、乙、丙及び丁が連携・協力することにより、甲及び乙による取組を促進し、構想の達成に寄与することを目的とする。

2. 建築物木材利用促進構想

(1) 甲による木材の利用に関する構想

①構想の内容

※甲（木材を利用する協定者）の構想について概要を記載。（以下、イメージ）

- ・甲は、自社の店舗等の整備にあたり、構造や内外装に地域材を積極的に活用することにより、2050年カーボンニュートラルの実現や山村の活性化等に貢献していく。また、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号、以下「クリーンウッド法」という。）第2条第2項に規定する合法伐採木材を利用することにより、SDGsに貢献していく。

②構想の達成に向けた取組の内容

※上記構想の達成に向けた具体的な取組について、可能な限り数値目標を含めて記載。（以下、イメージ）

- ・甲は、今後3年間に建設予定の建築物すべてにおいて、床面積1m²当たり〇m³以上の地域材を利用する設計を基本とし、3年間で計1,000m³の地域材を利用する（過去3年間の地域材利用量200m³の5倍に相当）。その際、クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者により合法性が確認された木材を利用する。
- ・甲は、必要な木材を確実に調達できるよう、必要な材積、樹種、寸法などの情報を乙と共有し、十分な時間的余裕をもって調整を図るよう努める。
- ・甲は、森林資源の循環利用のため、乙と連携して伐採跡地での植林を行う。
- ・甲は、乙、丙及び丁と連携して、木材利用意義やメリットについて、シンポジウムや動画等で積極的に情報発信する。

(2) 乙による木材の利用の促進に関する構想

①構想の内容

※乙（木材の供給などを通じて木材利用の促進を行う協定者）の構想について概要を記載。

(以下、イメージ)

- ・乙は、甲による建築物の木材利用を促進するため、地域材の安定供給等の協力を行うとともに、森林資源の循環利用、ひいては2050年カーボンニュートラルの実現に貢献していく。

②構想の達成に向けた取組の内容

※上記構想の達成に向けた具体的な取組について、可能な限り数値目標を含めて記載。（以下、イメージ）

- ・乙は、甲による〇〇地域での建築物の整備にあたり、あらかじめ供給体制を整え、店舗等の建設で求められる品質や量の合法伐採木材の供給を適時に行うよう努める。

- ・乙は、甲の建築物に利用した木質部材や供給体制の構築等の取組について、他者による取組の参考となるよう、情報を広く発信する。
- ・乙は、森林資源の循環利用のため、甲と連携して伐採跡地での植林を行う。

3. 甲及び乙の構想を達成するための丙及び丁による支援（※以下イメージ）

丙及び丁は、甲及び乙の構想の達成に向けて、丙は甲に対して、丁は乙に対してそれぞれ技術的助言や活用可能な補助事業等の情報提供を行うとともに、木材利用に関する相談窓口・専門家の紹介などを行う。また、本協定に基づく甲及び乙の取組を優良事例として積極的に広報する。

また、丙及び丁は連携し、意見交換の場として〇〇市町ウッド・チェンジ協議会を設けるなど甲及び乙による木材利用促進の取組が円滑に進むよう支援を行う。

4. 構想の対象区域

東京都〇〇市（建築物の整備区域）及び〇〇県〇〇郡〇〇村（木材供給区域）

5. 取組の実施期間、本協定の有効期間

取組の実施期間及び本協定の有効期間は、締結の日から、令和〇年〇月〇日までとする。

6. その他

(1) 実施状況の報告

甲及び乙は、丙又は丁が求めた場合、構想の達成に向けた取組の実施状況の報告に協力するものとする。

(2) 協定の変更及び協議

甲、乙、丙及び丁は、この協定の内容を変更する必要があるが生じた場合、又はこの協定に定められていない事項について連携・協力する必要があるが生じた場合、速やかに協議し、これを解決するものとする。

(3) 協定の解除

甲、乙、丙及び丁は、他の協定者がこの協定で定めた取組を実施しない場合、又はこの協定で定めた内容を履行しない場合、この協定を解除することができるものとする。

この協定を証するため、本協定書を4通作成し、甲乙丙丁が記名の上、各自その一通を保管する。

令和〇年〇月〇日

甲 〇〇株式会社 代表取締役

乙 〇〇林業株式会社 代表理事

丙 〇〇市長

丁 〇〇村長

国と協定を締結する場合の手続について

(1) 事前相談

- ・協定締結を希望する事業者等は、林野庁木材利用課にメールによる事前相談を行います。

相談先：林野庁木材利用課のメールアドレス（wood-change_kyoutei@maff.go.jp）

(2) 協定締結希望者による申入れ

- ・協定締結を希望する事業者等は、協定を締結しようとする相手方が国の場合は農林水産大臣に申入れ書を提出します。
- ・申入れ書の記載内容は、本書P.21を参照してください。提出方法は、下記①～③のいずれかです。
- ・国は、提出された申入れ書の内容が法の目的や基本理念、基本方針に照らして適当なものか確認し、協定締結の応否を判断します。
- ・協定締結に応じることとした場合、「(3) 協定内容の調整」に進みます。

申入れ書様式及び記載内容

申入れ書様式は、林野庁HP(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/>)に掲載。

記載内容は、本書P.21「申入れ書の記載例及び留意点」を参照してください。

提出方法

①農林水産省共通申請サービス（eMAFF）

<https://e.maff.go.jp/PortalLogin?ec=302&startURL=%2Fs%2F>（調整中）を通じて提出。記入方法等はマニュアル（調整中）を参照下さい。

②電子メール

林野庁木材利用課のメールアドレス（wood-change_kyoutei@maff.go.jp）に提出。

③郵送

〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2-1 農林水産省 林野庁 木材利用課 木造公共建築物促進班 宛に提出。

(3) 協定内容の調整

- ・国は、申入れ者との協議を行い、協定内容に係る調整（※）を行います。

（※）連携内容、手法、協定締結大臣等

(4) 協定の締結・公表

- ・協定を締結した後、協定の内容等（※）を公表します。

（※）協定の名称、対象区域、有効期間、協定参加者の氏名

申入れ書の記載例及び留意点

別記様式（第1条第2項関係）

建築物木材利用促進協定の締結の申入れ書

※ 整理番号：
年 月 日

①

殿

申入れ者

氏名
住所

②

建築物木材利用促進協定の締結の手続及び公表事項を定める省令第1条第1項の規定により、次のとおり、建築物木材利用促進協定の締結を申し入れます。

構想の内容	③
構想の達成に向けた取組の内容	④
構想の対象区域	⑤
構想の達成に向けた取組の実施期間	⑥

備考

- ※の欄には、記載しないこと。
- 申入れ者が法人にあっては、「氏名」については、その名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

① 申入れ書の提出先

a. 国との協定締結を希望する場合
「農林水産大臣」と記載ください。

b. 地方公共団体との協定締結を希望する場合
建築物木材利用促進構想の対象区域を管轄する都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む）を記載ください。



特定の市町村との連携、協働を志向するなどの理由により、複数の地方公共団体と協定を締結しようとする場合は、欄外でよいので、同様の申入れを行っている他の地方公共団体の名称を明記してください。

複数の事業者等が連名での協定締結を希望する場合は、申入れ書の提出は代表となる者が行ってください。

② 申入れ者の氏名及び住所

a. 申入れ者が個人の場合
氏名、住所を記載ください。

b. 申入れ者が法人の場合
法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地を記載ください。



同一の協定を締結しようとする事業者等が複数いる場合は、代表者のみの情報を記載するのではなく、全ての事業者等の情報を記載すること。

③ 構想の内容

個別の取組を進め、**どのようなことを実現したいか**を記載ください。

※協定書の参考例をご参照ください。

④ 構想の達成に向けた取組の内容

数値目標を記載するなど、**できるだけ具体的に**内容を記載ください。

※協定書の参考例をご参照ください。

⑤ 構想の対象区域

取組の実施予定区域を記載ください。
(記載例)

- ・全国
- ・関東地方1都6県
- ・A県
- ・B市及びC町

⑥ 取組の実施期間

取組内容を具体的に記載し、それを実際の行動に移していただくために、**概ね3～5年程度までの期間設定**としてください。

5 建築物における木材利用の優良事例情報

林野庁「公共建築物における木材利用優良事例集」

- ・公共建築物における木材利用優良事例集
https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/zirei_sankou.html

国土交通省HP「公共建築物における木材の利用の取組に関する事例集」(全国営繕主管課長会議)

- ・公共建築物における木材の利用の取組に関する事例集(令和2年版)
https://www.mlit.go.jp/gobuild/moku_torikumi.html#moku_jireiR2

木材利用優良施設コンクール(木材利用推進中央協議会)

- ・総理大臣賞、農林水産大臣賞、国土交通大臣賞、環境大臣賞等受賞作品の紹介
<http://www.jcatu.jp/commendation/list.html>

ウッドデザイン賞(ウッドデザイン賞運営事務局)

- ・全受賞作品のデータベース
<https://www.wooddesign.jp/>

6 その他の参考情報URL

林野庁HP「木材の利用の促進について」

- ・関係法令や基本方針、協定制度、木材利用促進本部、木造建築物の事例、ウッド・チェンジ協議会、クリーンウッド法、炭素貯蔵量ガイドライン、普及啓発資料、イベント情報など幅広く掲載。
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/>

(一社)木を活かす建築推進協議会HP

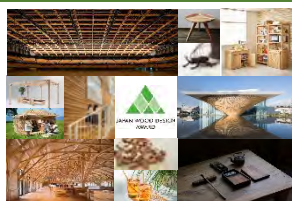
- ・「木造化・木質化に向けた支援ツール」や「木を活かした医療施設・福祉施設の手引き」など、地域において非住宅建築物の整備に取り組む際の課題解決に向けて参考となる情報を多数掲載。
<http://www.kiwoikasu.or.jp/index.php>

全国木材協同組合連合会運営サイト「Love Kinohei」

- ・外構部や非住宅建築物の木造化・木質化など、木の街づくりに関する一般向けの情報を掲載。
<https://love.kinohei.jp/>

中大規模木造建築ポータルサイト

- ・中大規模建築を木でつくるための技術・情報集約サイト。補助事業や表彰制度も紹介。
<https://mokuzouportal.jp/index.html>



ウッド・チェンジ
木づかいが 森をよくする 暮らしを変える



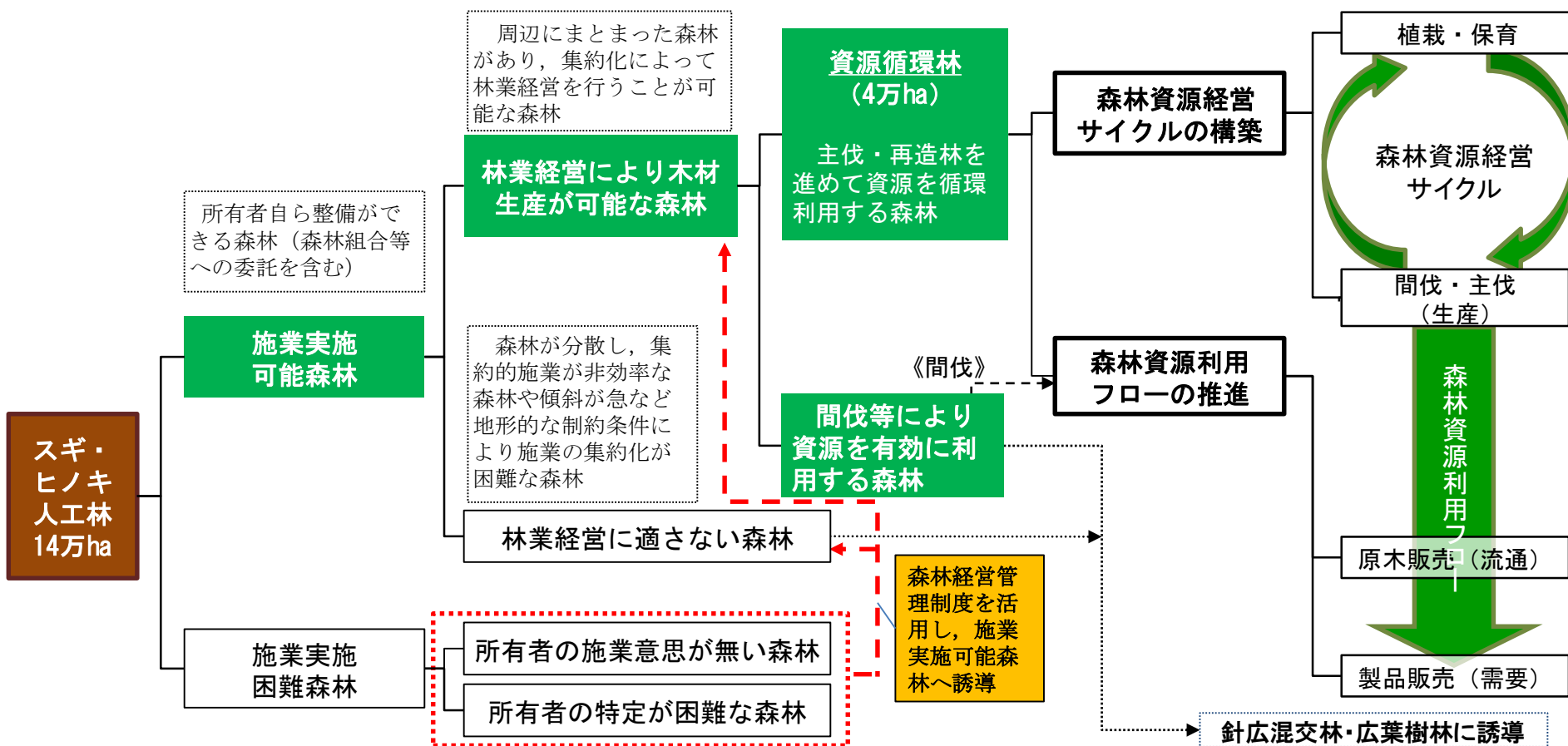
広島県の木材産業の現状と課題

- ・ 2025広島県農林水産業アクションプログラム(林業)
- ・ 県産木材の利用の促進に関する指針(第2期)に基づく対応方向(案)[第1回専門部会資料]

令和3年11月
広島県林業課

広島県の森林・林業施策－「2025広島県農林水産業アクションプログラム(林業)」①

- 広島県では、令和3年3月に、農林水産業施策の5ヶ年(R3～7)の実行計画である「2025広島県農林水産業アクションプログラム」を策定。
- 同プログラムでは、「森林資源経営サイクル」を構築することで、10年後には、林業経営適地の集約化が図られ、経営力の高い林業経営体により、年間40万m³の県産材が安定的に生産されて持続的な経営が行われている状態を目指す。
- また、「森林資源利用フロー」を推進することで、県産材が流通・加工・利用まで効率的に流れ、社会において住宅分野を始め幅広い分野で有効な資源として利活用されている姿を目指す。



森林資源経営サイクルと森林資源利用フロー

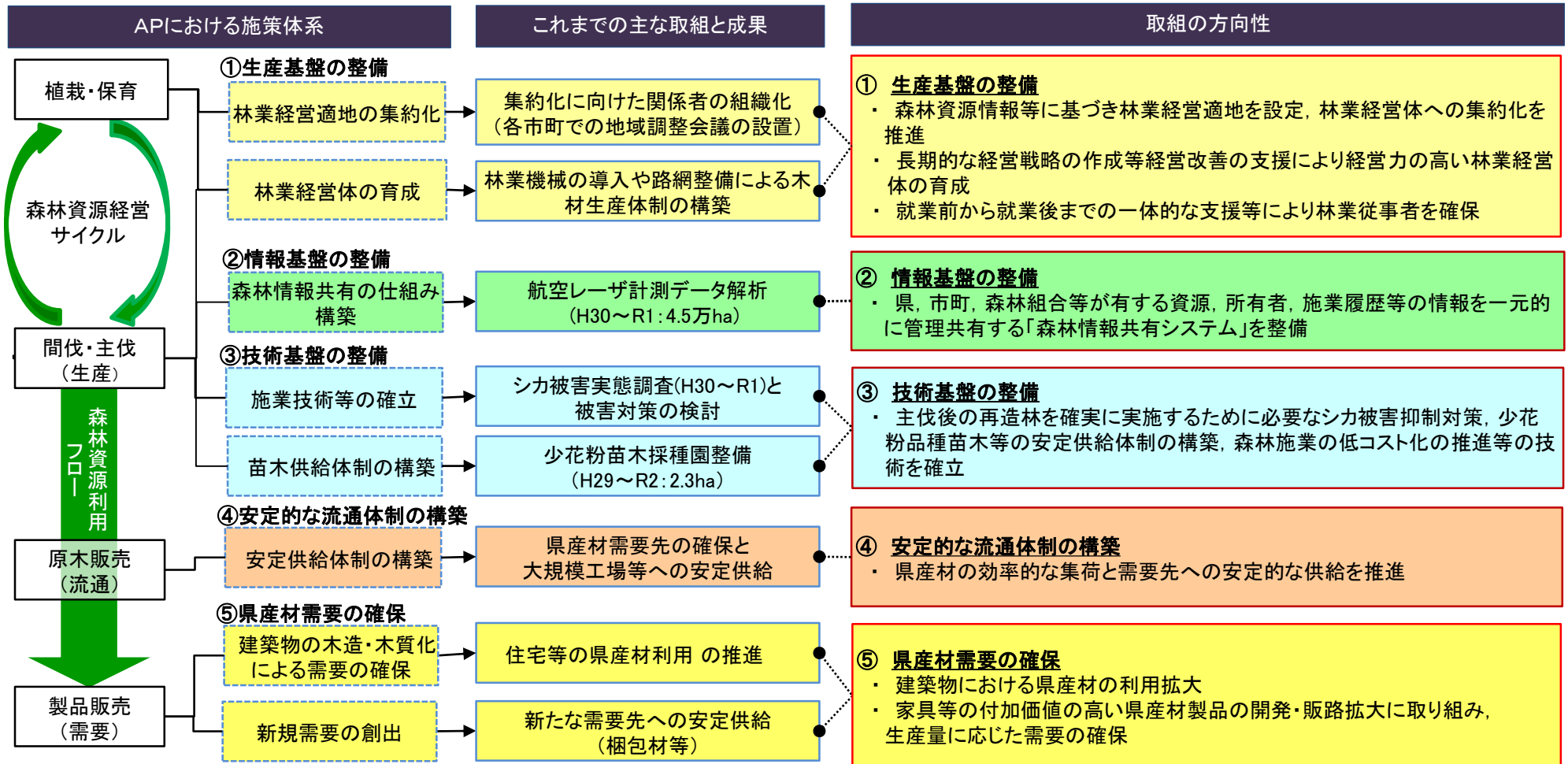
広島県の森林・林業施策－「2025広島県農林水産業アクションプログラム(林業)」②

■ 森林資源経営サイクルの構築

県産材を持続的に生産する林業経営を10年後にスタートするため、必要となる3つの基盤整備(①生産基盤, ②情報基盤, ③技術基盤)を進める。

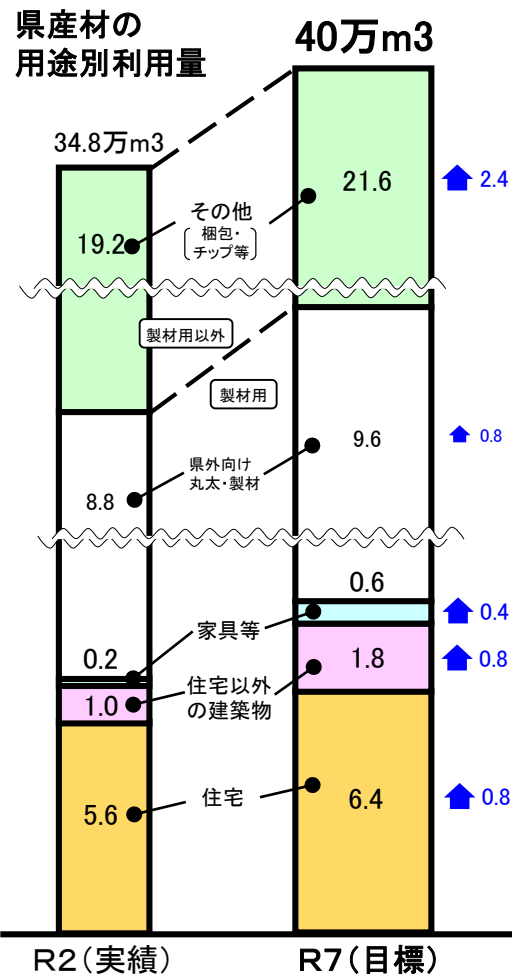
■ 森林資源利用フローの推進

県産材の安定供給量の増加と、建築物の利用拡大や、家具等の付加価値の高い県産材製品の開発・販路拡大に取り組み、生産量に応じた需要の確保を図る。



県産材需要の確保 - 県産材需要の推移

- 木材の用途においては、建築部材等の製材用材が全体の約45%と最も多い。
- 製材用材の消費量の約60%を占める住宅分野においては、民間コンサルの着工予測から、平均年2.59%程度の率で需要が落ち込んでいくと予想。
- 40万m³を生産していく中で、主伐の増加に伴い、県内加工の製材用材の出材が増加することが予想。
- このため、木造住宅における需要拡大を進めるとともに、木造率が低く(R1:6.6%)潜在的な需要が期待できる住宅以外の建築物をターゲットに、木造化・木質化を促進し、生産量に見合った需要を確保することが必要。
- さらに、木製家具等で付加価値の高い県産材製品を開発し、その販路拡大に取り組むことで、新たな需要を創出。



県産材の利用促進に向けた分野別の対応方向(案)等

分野	2025広島県農林水産業アクションプログラム 等	木づかい推進協議会での検討状況
住宅	<p>製材用材の消費量の約60%を占める住宅分野においては、民間コンサルの着工予測から、平均年2.59%程度の率で需要が落ち込んでいくと予想</p> <p>➢ 製材用材の増加に対応するため、これまで支援した住宅建築会社に加えて、県産材の利用が進んでいない小規模住宅建築会社や全国で展開する住宅建築会社に対し、外材から県産材への転換に向けた取組を推進</p>	住宅 (第3回(予定))
住宅以外の建築物	<p>➢ 木造設計に関する知識・技術を習得するセミナー等を開催し、木造化や内装等の木質化を提案できる建築士を育成</p> <p>➢ 大学等と連携して、木造建築に関する基礎的な技術や知識を習得する機会を創出し、これからの木造設計を支える人材を育成</p>	非住宅 (第3回(予定)) 人材育成 (第4回(予定))
家具等	<p>➢ 付加価値の高い県産材需要を創出するため、デザイナーとのコラボレーションや産学連携を通じた製品開発、展示会への出展等の販路拡大に向けた取組を支援</p>	新用途開発と販路拡大 ※ 家具 (第2回(R3.10.14))
その他	<p>➢ 梱包・チップ等向けについては、引き続き、県産材の安定的な供給体制構築に向けた取組を支援</p> <p>燃料用については、新たな発電所の稼働が見込まれることから、引き続き低質材を燃料用チップ工場へ安定的に供給することが必要</p>	新用途開発と販路拡大 ※ 木製パレット, 輸出, 広葉樹 (第2回(R3.10.14)) 木質バイオマス (第2回(R3.10.14))



県産木材の利用の促進に関する指針(第2期)【概要】

第1期

農林水産業アクションプログラム(第Ⅱ期)に基づく、産業として自立できる林業経営の確立

第2期

2025広島県農林水産業アクションプログラムに基づく、生産性の高い持続可能な林業経営の確立

第Ⅱ期計画で目指す姿

県産材40万m³が継続的に利活用され、林業の利益率を改善することで、自立できる林業経営を確立

2025計画で目指す姿

- ① 県産材40万m³を持続的に生産するため、生産基盤・情報基盤・技術基盤の整備を確立
- ② 県産材が生産から利用まで効率的に流れ、住宅以外の建築物や付加価値の高い製品等により新たな需要を確保

前期指針の施策の評価等

【主な施策】

- ・ 経営サイクルが成り立つ林地での主伐・再造林の促進
- ・ 経営者の連携等による効率的な流通・加工体制の構築
- ・ 生産量の増加に応じた需要の確保 など

【目標の進捗】

- 県産材生産量は35.5万m³(R元)まで増加
- 協定取引量は3割増加(R元:16万m³) など

【課題】

- ・ コロナ禍や人口減少が影響し、住宅着工戸数の減少など**木材需要の落ち込みが予測**
- ・ 新たな需要の確保に向けて、**高付加価値製品の開発・普及、人材育成等が必要**

課題・情勢変化

- ・ 人口減少(従事者の減少⇒省力化)
- ・ 不透明な住宅需要(人口減少と新型コロナ)
- ・ SDGs/2050カーボンニュートラル/脱プラ

◆ 県産木材の利用及び供給の確保に関する基本的事項

○ 安定供給の推進

- ・ 林業経営適地の集約化と林業経営体の育成
- ・ 関係者が有する森林情報の一元的管理
- ・ シカ被害対策, 少花粉苗木, コウヨウザン



○ 加工・流通体制の整備

- ・ 流通コーディネーター(県森連)との連携
- ・ 県内外製材工場等の需要情報の把握
- ・ 安定協定や固定買取による効率的な集荷・供給



○ 県産木材の利用の促進

- ・ **公共施設等**における利用促進
- ・ **住宅分野**での利用促進(小規模, 全国規模)
- ・ **住宅以外の建築物**の木造化・木質化
- ・ **新用途開発**と販路拡大(家具, 輸出等)



○ 木質バイオマスの利活用の促進

- ・ **地域内で持続的に資源を活用**する仕組み構築

○ 普及啓発と人材育成

- ・ **木育**の推進
- ・ **県産材利用の機運醸成**
- ・ **木造設計**に携わる人材の育成



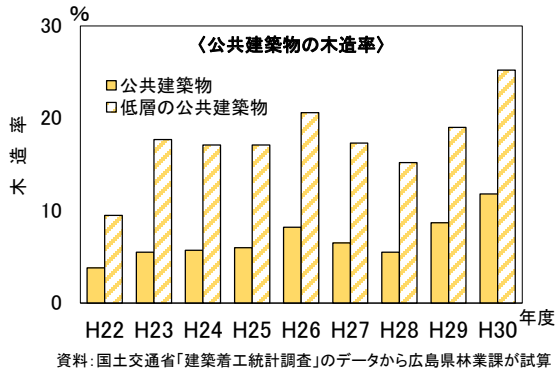


公共施設等

- 平成22年の公共建築物等木材利用促進法，広島県公共建築物等木材利用促進方針を端緒に，公共建築物については，低層の建築物を中心に木材利用促進が進展。
- 引き続き，県や市町が整備する施設をはじめ，民間事業者が整備する施設の木造化・木質化を促進する取組が必要。

現状と課題

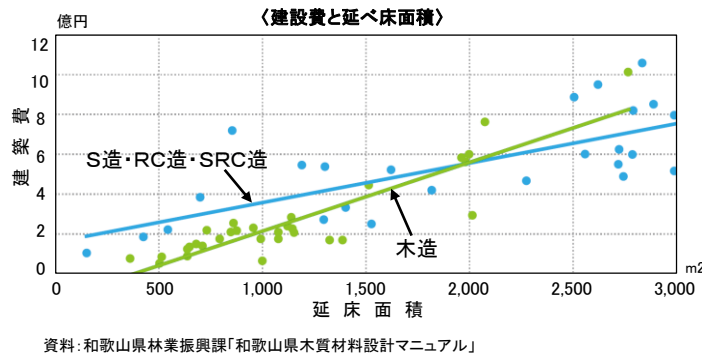
■ 県内公共建築物の木造化が進展



- 平成22年の公共建築物等木材利用促進法，広島県公共建築物等木材利用促進方針を端緒に，県内の公共建築物における木材利用促進が進展。
- 近年は，木質耐火部材やCLT等の普及等により，民間の公共建築物においても木材利用の兆し。

■ 小規模建物では木造が価格的に有利

- 木造建築が多く分布する規模（延べ床3,000m²以下）について，建設費と延べ床面積の関係を示した資料によれば，延べ床2,000m²程度までの比較的小規模の建物については，木造の方が価格的に有利となる傾向。



対応方向(案)

■ 県が整備する公共建築物の木造化等

- 県では，木材利用方針を踏まえて，自ら整備する公共建築物において，低層公共建築物（耐火建築物等を除く）は原則木造化とするとともに，木造化が困難なものも含め，内装等の木質化を進める。



県立広島敬智学園（大崎上島町）



県庁事務機・協議機

【CLTの活用】
渡り廊下の天井スラブに県産スギのCLTを使用。（県施設で，CLTを初めて使用した事例）

【木製備品】
県庁の事務機，協議機の天板に県産材（ク）を採用。

■ 市町に対する働きかけ

- 公共建築物を整備する市町に対して，会議等を通じて，木材の調達に関する県内情報や，コスト削減の事例を含めた木材の利用に関する専門的な知見を提供し，公共建築物における木材利用を働きかけ。



R元年度木材利用市町担当者会議（グループワークの様子）

■ 民間施設における利用促進

- 民間事業者が整備する施設の木造化・木質化の促進に向けて，建築士等に対し，木材の調達方法・コストなど必要な情報を提供。



広島県産材による建築の手引き



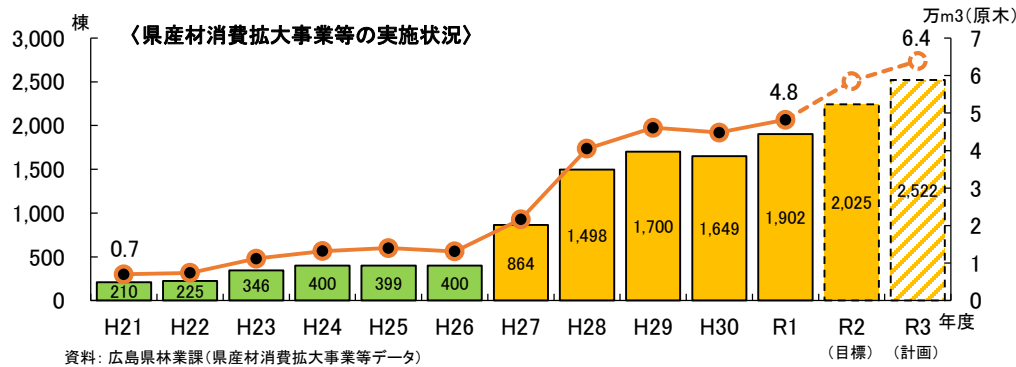
木造住宅

- ・ 地域ビルダー等が供給する住宅では、県産材の利用が進展している様子が見られるが、全国展開の大手住宅メーカーや地域工務店などの小規模な住宅建築会社では、県産材の利用が低位な状況。
- ・ 県産材への転換にあたり、県産材の採用が進んでいない羽柄材や内装材などの製品生産を進めていくことが必要。

現状と課題

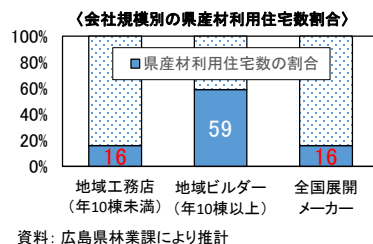
■ 県の支援制度を通じて県産材利用が拡大

- ・ 住宅建築会社が製材工場と協定を締結して、県産材を利用した住宅を建築する取組に対して支援を行い、住宅分野における県産材利用量は4.8万m³(R元)まで増加。



■ 大・小規模では低位

- ・ 地域ビルダーが供給する住宅の過半で県産材が利用されているが、全国展開メーカーや地域工務店では16%と低位。



■ 羽柄・内装での採用に遅れ

- ・ 部位別に見ると、羽柄材や内装材での県産材の採用が進んでいない状況。

〈部位別の木材使用状況(主な樹種等)〉

部位	主な樹種等(県産材以外)
羽柄材(間柱)	スギ, ホワイトウッド集成材
羽柄材(根太, 筋交い, 胴縁, 垂木等)	スギ, ベイマツ集成材
内装材(無垢板材)	広葉樹(外材, 国産材)

資料：(一社)日本木造住宅産業協会「木造軸組工法住宅における国産材利用の実態調査報告書(第5回)」

対応方向(案)

■ 県産材への転換に向けた取組の強化

- ・ これまでの住宅に対する支援に加えて、県産材の利用が進んでいない全国で展開する住宅建築会社や小規模な住宅建築会社に対し、外材から県産材への転換に向けた取組を推進。



【全国展開メーカーの取組】
県産ヒノキを柱に採用。



【地域工務店の取組】
県産材と大工の技術を活かした家づくり。

■ 羽柄材や内装材における利用拡大

- ・ 羽柄材や内装材における県産材の利用拡大に向けて、製品の供給状況や利用状況などを通じた課題を関係者で共有しつつ、普及に向けた取組を展開。

〈部位別の県産材利用割合(県産材利用住宅)〉

部位	柱	梁・桁	土台	羽柄	内装
採用率	76%	90%	81%	36%	0.3%

利用拡大の取組が必要

資料：広島県林業課(県産材消費拡大事業データ(R元年度))



住宅以外の建築物

- ・ 低層住宅以外の建築物では、一般的な工法や仕様が確立されていないことによりコストがかかり増しになることなどから、木造率が極めて低位な状況。ただし、低層非住宅や中高層建築物については、制度・技術面の環境が整えられつつある状況。
- ・ 各支援制度の活用や企業等への普及を図りながら、低層非住宅や中高層建築物での取組を強化していくことが重要

現状と課題

■ 低層非住宅や中高層建築物の木造率は極めて低位

- ・ 低層の住宅以外は、一般的な工法や仕様が確立されていないことによりコストがかかり増しになることなどから、木造率が極めて低位。
- ・ 低層非住宅及び4～5階を中心とした中高層建築物については、制度や技術面において、木材を利用できる環境が整えられつつある状況。

工法が既に確立 **〈建築物の階層別床面積と木造化の状況〉** 単位: 万m²

	住宅			非住宅		
	うち木造	木造率		うち木造	木造率	
1～3階建て	126	103	82%	38	5	13%
4～5階建て	1	0	0%	9	0	0%
6階建て以上	30	0	0%	17	0	0%
計	157	103	66%	64	5	8%

設計者の育成や木質耐火部材の普及等が重要

ゼネコン等が開発した部材・技術を活用する動き

資料: 国土交通省「平成30年度建築着工統計」より広島県林業課作成

■ 中高層建築物を中心に都市部に集中する建築着工

〈着工床面積に占める都市部の建築物の割合と木造率〉

- ・ 建築着工は、中高層建築物を中心に、政令市等の都市部に集中しており、都市部における建築物の木材利用の取組を促進することが重要。

	住宅				非住宅			
	政令市等		その他市町		政令市等		その他市町	
	木造率		木造率		木造率		木造率	
中高層(4階上)	23 (74%)	0%	8 (26%)	0%	19 (74%)	0%	7 (26%)	0%
低層(1～3階)	81 (65%)	82%	44 (35%)	83%	20 (54%)	13%	17 (46%)	14%
計	105 (67%)	63%	52 (33%)	70%	40 (62%)	7%	24 (38%)	10%

資料: 国土交通省「平成30年度建築着工統計」より広島県林業課作成

注: 住宅とは、居住専用建築物、居住専用準住宅、居住産業併用建築物の合計とし、非住宅とは、これら以外をまとめたものとした。

対応方向(案)

■ 低層非住宅における県産材の利用拡大



倉庫(広島市安佐北区)
(創建ホーム(株))

- ・ 引き続き、県産材消費拡大支援事業において、住宅以外の木造建築物も補助対象。
- ・ 県産材利用が進んでいない低層非住宅や中高層建築物での取組を強化するため、「ひろしま木造建築協議会」と連携して、各種情報を共有・提供。

■ 企業等への普及啓発

- ・ 「木の良さ」の科学的な裏付け、木造建築物のライフサイクルコスト、SDGs等の観点も踏まえた普及啓発を推進。



おりづるタワー屋上展望台(広島市中区)
【木材利用優良施設コンクール国土交通大臣賞】

- ・ 木材の利用拡大に資する優良な施設を表彰する顕彰制度等への応募を働きかけ、県内施設の受賞等を通じ、建築物への木材利用を促進。



一場木工所オフィス(三次市)
【ウッドデザイン賞ライフスタイルデザイン部門】



新たな用途の開発と販路の拡大

- ・ 製材用材と同等以上の価格が見込まれる需要先を確保するため、家具など付加価値の高い製品の開発等により、新たな木材利用分野を開拓することが必要。
- ・ 付加価値の高い県産材需要の創出に向けて、デザイナーとのコラボレーションや産学連携を通じた製品開発を推進。

現状と課題

■ 各分野における新たな用途開発・販路拡大の動き

- ・ 製材用材と同等以上の価格が見込まれる需要先を確保するため、家具など付加価値の高い製品の開発等により、新たな木材利用分野を開拓することが必要。

～新たな用途開発・販路拡大の動き～

〈家具〉

- ・ 土井木工（府中市）では、木製品展示商談会（WOODコレクション2019）に県産ヒノキを使ったソファを出展。



県産ヒノキを使ったソファ

〈パレット〉

- ・ 木製パレットのシェア奪還に向けて、県内の木製パレットメーカー、利用事業者へのヒアリングを実施。



木製パレットのシェア奪還に向けた取組

〈輸出〉

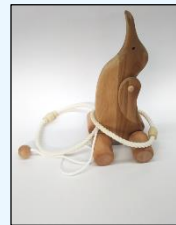
- ・ 中国地方からの木材輸出促進に向けて設置された「中国地方木材輸出促進検討会」に参画。（R3.3準備会）

（検討会の主な構成員）

経済団体	中国経済連合会
県（5県）	林務担当部局 港湾担当部局
国	中国四国農政局 近畿中国森林管理局 中国地方整備局

〈広葉樹〉

- ・ たむろ木材カンパニー（広島市東区）では、県産広葉樹などで作られた木製のおもちゃを製造・販売。（ウッドデザイン賞受賞）



わなげ（広島県産ベンギン）

対応方向(案)

■ 新たな用途の開発

- ・ 今後生産量が増加するヒノキについて、住宅分野以外での新たな需要を確保するため、家具等の木材関連の高度な技術と訴求力のある特産品やデザイン等との組合せにより、新たな高付加価値製品を生み出す取組を推進。



府中市は日本の主要家具産地（写真：土井木工）



広葉樹の生産量は全国上位

- ・ 産業分野における新たな用途の開発に取り組むとともに、床板、家具等に用いる製材用の広葉樹は、森林保全の観点から輸入量が減少し、国産材に注目が集まっていることから、県内の資源状況や需要を把握したうえで、利活用に向けた取組を推進。

■ 販路の拡大

- ・ 事業者による販路拡大を推進するため、首都圏等で開催される展示会での出展機会を確保するとともに、展示会における商談結果のフォローアップを実施。



WOODコレクション



木質バイオマス

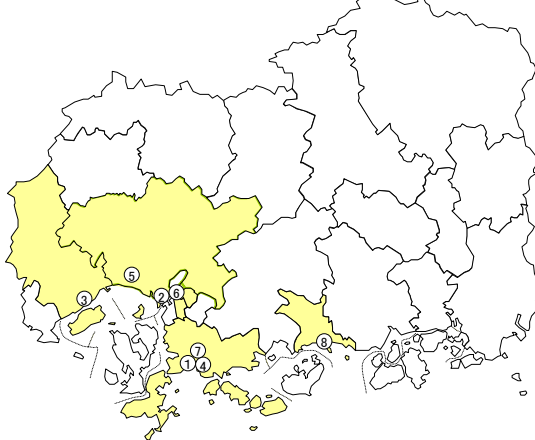
- ・ FITの導入後、設備認定を受けた木質バイオマス発電所は、令和3年4月末現在で8箇所、このうち6箇所が稼働。今後、計画通りに稼働した場合、発電用燃料材としての原木需要量は増加する見込み。
- ・ 今後も、①低質材をチップ工場へ安定供給、②発電利用が困難な地域でも展開可能な「地域内エコシステム」の推進が重要。

現状と課題

■ 発電用燃料材としての原木需要量は増加傾向

- ・ 平成24年の「再生可能エネルギー固定価格買取制度(FIT)の導入後、設備認定を受けた木質バイオマス発電所は、令和3年4月末現在で8箇所、このうち6箇所が稼働。
- ・ 今後、計画どおりに発電所が稼働した場合、発電用燃料材としての原木需要量が、令和5年までに24万m3程度(県外生産分、スギ・ヒノキ以外を含む)まで増加する見込み。

〈木質バイオマス発電所のFIT認定と稼働の状況〉



- ①中国木材本社工場1号(呉市)
5,000kW(H17稼働)※H24FIT認定、主に一般木質(製材端材)
- ②MCMエネルギーサービス(広島市南区)
49,800kW(H20稼働)※H25FIT認定、主に石炭で未利用木材混焼
- ③ウッドワン(廿日市市)
5,800kW(H27稼働)、主に未利用木材
- ④中国木材本社工場2号(呉市)
9,850kW(H29稼働)、主に一般木質(製材端材)
- ⑤太平電業(広島市安佐南区)
7,100kW(R元稼働)、主に未利用木材
- ⑥海田バイオマスパワー(海田町)
112,000kW(R3稼働)、主に石炭で一般木質(輸入ペレット)混焼
- ⑦中国木材郷原工場(呉市)
9,990kW(予定)、主に一般木質(製材端材)
- ⑧電源開発(竹原市)
600,000kW(予定)、主に石炭で未利用木材混焼

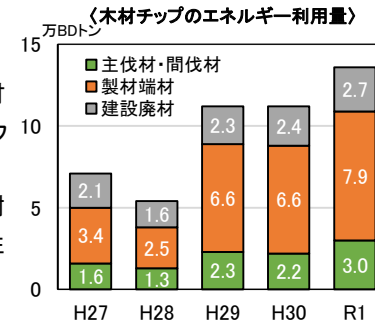
主な燃料区分	未利用木材			一般木質	リサイクル材 (建築廃材)	計
	小計	2千kW未満	2千kW以上			
設備認定済	4件	0件	4件	4件	0件	8件
うち稼働中	3件	0件	3件	3件	0件	6件
調達価格(R3)	—	40円/kWh	32円/kWh	24円/kWh(1万kW未満) 入札制(1万kW以上)	13円/kWh	—

資料：広島県林業課調べ

対応方向(案)

■ 持続的な木質バイオマス利用に向けた取組

- ・ 今後、新たな木質バイオマス発電所の稼働が見込まれることから、引き続き低質材を燃料用チップ工場へ安定的に供給することが必要。
- ・ 将来的な需要増に対しては、15～20年で燃料用チップ用材として利用可能な早生樹(コウヨウザン)や、人手が入らなくなっている旧薪炭林の広葉樹について、燃料利用の可能性を検討。



資料：林野庁「木質バイオマスエネルギー利用動向調査」
広島県林業課調べ

※ 1BDトン≒2.2m3の丸太

■ 「地域内エコシステム」の推進

- ・ 山村地域で、地域の関係者の連携の下、温水供給や冷暖房等の熱利用により、森林資源を地域内で持続的に活用する仕組みの構築を推進。



芸北せどやま再生会議
(北広島町)



湯来木材利活用促進協議会
(広島市佐伯区)



普及啓発・人材育成

- ・ 木材需要を創出する上で、消費者の多様なニーズを把握しつつ、求められている情報を発信することにより、県産材利用への理解を深めるとともに、実際に木材を利用する行動へつなげていくことが重要。
- ・ 非住宅建築分野での更なる県産材の需要確保が必要となっていく中で、木造設計に精通した建築士の更なる育成に取り組む。

現状と課題

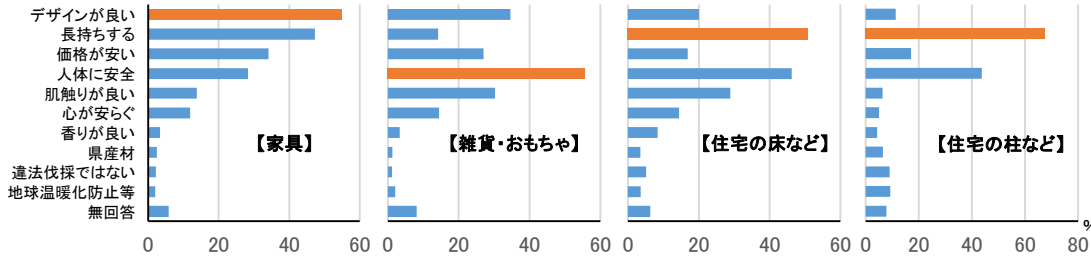
■ 消費者ニーズを踏まえた普及活動が重要

- ・ 県産材需要を創出する上で、消費者の多様なニーズを把握しつつ、求められている情報を発信することにより、県産材利用への理解を深めるとともに、実際に県産材を利用する行動へつなげていくことが重要。



3DVRを使った木育の取組
(木育普及委員会)

〈Q. 木材を使用した商品を購入する際に重視すること〉



資料：令和2年度広島県政世論調査

■ 「ひろしま木造建築協議会」による木造化の取組

- ・ 平成26、27年度に実施した「ひろしま木造建築塾」では、中大規模建築物の木造設計の技術を有する建築士の育成を目的とし、35名が必要な知識を習得。
- ・ 平成28年度には、修了生が中心となって「ひろしま木造建築協議会」が設立され、非住宅建築物の木造化が進展。



「ひろしま木造建築塾」修了証書授与式(写真は26年度修了生と湯崎知事)

対応方向(案)

■ エビデンスに基づく普及活動

- ・ 木の良さの科学的な裏付けや環境面の優位性などとともに、耐火性能を有した集成材やCLTなどの新たな木質部材を含む県産材製品の調達方法やコストなどを情報発信。



木造建築の事例集
(広島県木材組合連合会)

■ 木造設計に精通した建築士の更なる育成

- ・ 非住宅建築分野での更なる県産材の需要確保が必要となっていく中で、ひろしま木造建築協議会の取組とともに、木造設計に精通した建築士を育成する取組を強化。

〈木造設計に精通した県内建築士の育成ターゲット(イメージ)〉

約1% ひろしま木造建築協議会会員など

約8% 木造設計の経験はあるが、中大規模建築物の木造設計の経験が浅い

約75% 非住宅木造に興味はあるが、設計にどう取り組みばよいのかわからない

約15% S造・RC造にしか興味がない、住宅設計を専門

育成の
主なターゲット

新用途開発と販路拡大について

〔第2回専門部会資料〕

令和3年11月

広島県林業課

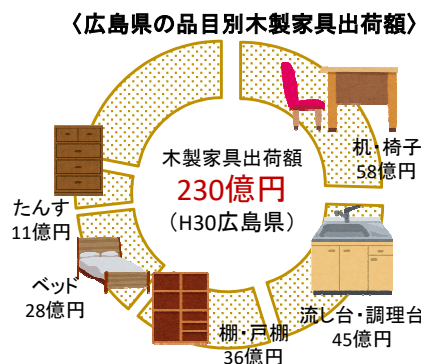
新用途開発と販路拡大(家具)



- ・ 広島県は木製家具の全国的な生産地であり、机・椅子を中心に、年間2百億円超の木製家具を出荷。県内の生産地のうち、特に、府中市は、高級家具の生産地として有名。
- ・ 消費者が木製家具を購入する際には、デザインの良さや、肌触りの良さ、香りの良さなど、人間の五感に訴える項目などを重視。

■ 木製家具の伝統的な生産地を有する広島県

- ・ 広島県は木製家具の全国的な生産地であり、机・椅子を中心に、年間2百億円超の木製家具を出荷。県内の生産地は、3市(広島市、福山市、府中市)に約4分の3の事業者が集中しており、特に、府中市は、高級家具の生産地として有名。



資料: 経済産業省「工業統計調査」(令和2年度)

〈府中市は木製家具の伝統的な生産地〉

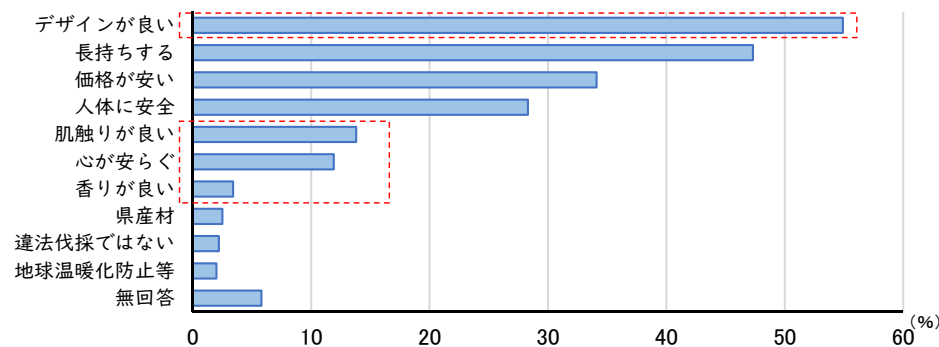


資料: 府中家具工業協同組合

■ デザインの良さ、五感に訴える項目などを重視

- ・ 消費者が木製家具を購入する際には、デザインの良さを最も重視。このほか、肌触りの良さ、香りの良さなど、人間の五感に訴える項目なども重視される傾向。

〈木製家具を購入する際に重視すること〉



資料: 広島県「広島県政世論調査」(令和2年度)

事例

(関係団体)

家具産業の更なるブランド化を推進

- ・ 府中家具工業協同組合(府中市)では、これまで、付加価値の高いデザイナー家具の開発や海外進出、内装分野への継続的な参入、家具再生事業など、様々な活動を展開。
- ・ また、更なるブランド化に向けて、「府中家具」を地域団体商標に登録(平成19年に登録)。



事例

(府中市)

ウィズコロナに対応した木製家具の開発

- ・ 家具製造を行うD社(府中市)では、有名デザイナーとのコラボレーションにより、県産ヒノキチェアを開発。
- ・ 隣接して設置してもソーシャルディスタンスが保てる設計にすることで、ウィズコロナ時代のライフスタイルに対応。



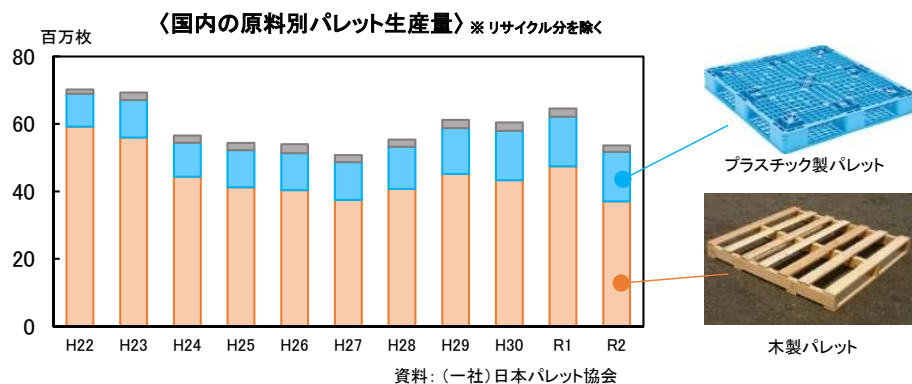
新用途開発と販路拡大(木製パレット)



- ・ 国内で生産されるパレットのうち、プラスチック製が食品業界を中心にシェアを拡大する一方で、木製のシェアは低下傾向。
- ・ 木製パレットの主な原料であるNZ産のラジアータパインの丸太価格は、中国の需要の高まり等により上昇傾向にあり、代替として、国産スギの割合が増加。

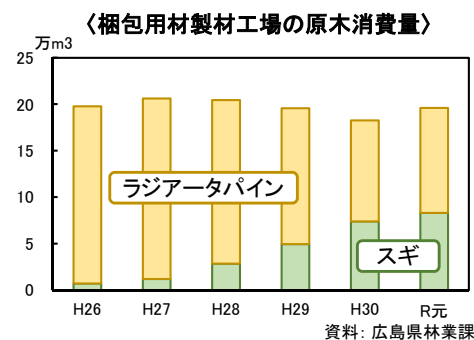
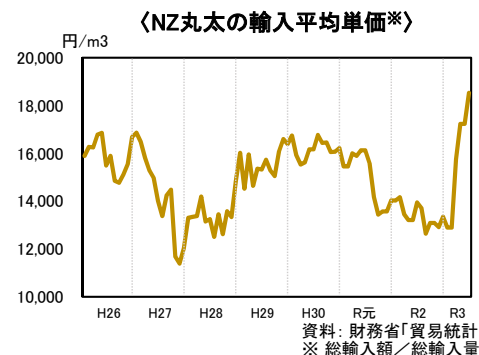
■ 木製パレットのシェアは低下傾向

- ・ 国内で生産されるパレットのうち、木製パレットのシェアは低下傾向(H22:84%→R2:69%)。これに対し、プラスチック製パレットは、衛生面や流通の利便性から、食品業界での利用を中心にシェアが拡大傾向(H22:14%→R2:27%)。



■ NZ材の価格高騰によるスギへの代替が進展

- ・ 木製パレットの主な原料であるニュージーランド産のラジアータパインの丸太価格は、中国を中心とした国際的な木材需要の高まりを受け上昇傾向。
- ・ 県内の製材工場では、木製パレット向けを含む梱包用材向けに、年間20万m3の原木を消費。近年、NZ材の価格高騰等を背景に、国産スギの割合が増加。



参考: 梱包用材の工場が集積する福山市松永地区

- ・ 福山市松永地区は、江戸時代から明治時代初期には製塩業が盛んで、塩を煮詰める薪を使って下駄を作ったことから、下駄産業が発展したと言われている。(現在も下駄の約5割を生産)
- ・ 現在では、国内有数の原木輸入拠点である尾道系崎港機織地区とともに、梱包用材製材工場の集積地として発展。



尾道系崎港機織地区(南松永)
資料:(株)ひろしま港湾管理センター

事例 (福山市)

スギ大径材を使用する国内最大級の梱包用材製材工場

- ・ 梱包用材製材メーカーの〇社(福山市)は、原料のNZ産ラジアータパインの一部を、スギに転換するため、平成30年に新工場を稼働。
- ・ スギは、これまで需要の少なかった大径材を原料としており、県内はもとより、周辺県でも重要な存在。



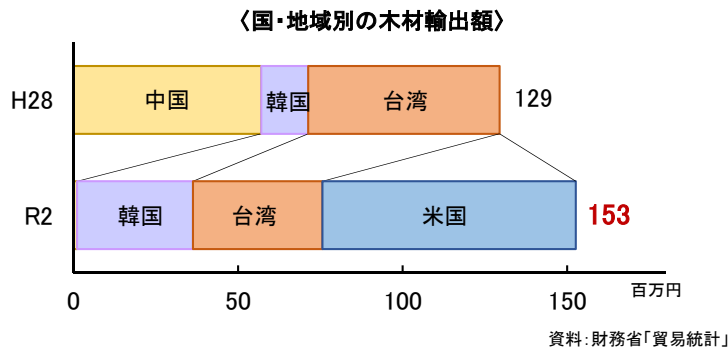


新用途開発と販路拡大(輸出)

- ・ 中国等における木材需要の増加, 韓国におけるヒノキに対する人気の高まりなどを背景に, 本県でも木材輸出の動きが進展。
- ・ また, 米国の住宅フェンス用に使われているベイスギ(ウェスタン・レッド・シダー)の代替材需要として, 日本産スギの利用が進んでおり, 本県から米国向けの輸出についても急速に拡大。

■ 中国, 韓国等での需要増に伴う輸出の動きが進展

- ・ 中国等における木材需要の増加, 韓国におけるヒノキに対する人気の高まりなどを背景に, 本県でも木材輸出の動きが進展(R2年の県産材輸出額は約1億5千万円)。
- ・ また, 米国の住宅フェンス用に使われているベイスギ(ウェスタン・レッド・シダー)の代替材需要として, 日本産スギの利用が進んでおり, 本県から米国向けの輸出についても令和2年頃から急速に拡大。



米国向けフェンス材の輸出も拡大
資料:(株)オービス

参考:農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略

(R2.11農林水産物・食品の輸出拡大のための輸出国規制への対応等に関する関係閣僚会議)

・ 製材の国別輸出額目標

国名	2019年実績	2025年目標	国別のニーズ・規制に対応するための課題・方策
合計	60億円	271億円	
中国	18億円	78億円	木造軸組構法の設計施工マニュアルの普及や建築技術者の育成。高耐久木材の国内生産体制の強化。マーケティングの取組
米国	12億円	127億円	規制に対応した製材工場等の認定取得。高耐久木材の国内生産体制の強化。マーケティングの取組
韓国	7億円	10億円	木造軸組構法の設計施工マニュアルの普及や建築技術者の育成。マーケティングの取組
台湾	4億円	25億円	マーケティングの取組や建築技術者育成。高耐久木材の国内生産体制の強化
その他	20億円	31億円	高耐久木材の国内生産体制の強化。輸出先国・地域の規格等の調査。マーケティングの取組

参考:知事のトッププロモーションによる販路拡大

外国人観光客誘致の重点市場である台湾において, 平成28年に, 知事のトッププロモーションにより, 本県の観光や県産品の魅力を紹介。

県内の15企業が参加し, 広島県産の食品や工芸品などを紹介する中, 県内製材工場も参加し, 県産材製品をPR。



事例 (呉市)

台湾, 韓国向けのヒノキ輸出を展開

- ・ C社(呉市)は, ヒノキ土台等を製材する際に同時に副産物として製材される板材などを, ヒノキの人気の高い台湾, 韓国向けに, 内装材や家具用として輸出。



新用途開発と販路拡大(広葉樹)



- ・ 広島県では、現在、年間9万m³程度の広葉樹を生産しており、生産量は、全国で上位、中国地方では最上位に位置。
- ・ 県内で生産された広葉樹については、そのほとんどがチップ用材として利用されており、製材用材としての利用はごく僅か。製材用材は、主に県内の3つの木材市場に年間300m³程度が流通。

■ 広葉樹生産量は全国でも上位

- ・ 広島県では、現在、年間9万m³程度の広葉樹を生産しており、生産量は、20年近くの間、全国で上位、中国地方では最上位に位置。
- ・ 広葉樹の生産量は、増減はあるものの、概ね安定した量で推移。樹種別には、ナラやブナ以外の広葉樹がほとんど。

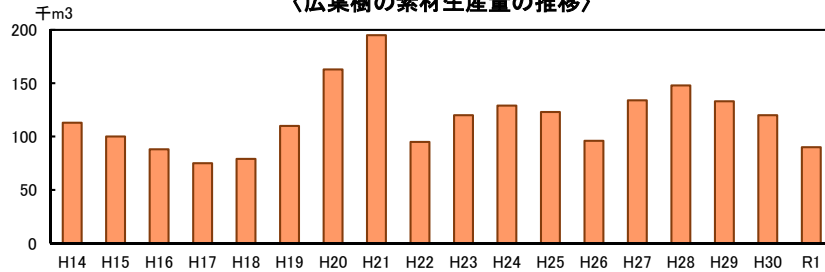
〈広葉樹の都道府県別素材生産量(上位5位)〉

	平成14年		令和元年	
第1位	北海道	73	北海道	57
第2位	岩手	40	岩手	28
第3位	福島	16	福島	11
第4位	広島	11	秋田	11
第5位	島根	11	広島	9

単位:万m³

資料:農林水産省「木材需給報告書」

〈広葉樹の素材生産量の推移〉



資料:農林水産省「木材需給報告書」

■ 製材用材としての利用はごく僅か

- ・ 県内で生産された広葉樹については、そのほとんどがチップ用材として利用されており、製材用材としての利用はごく僅か。
- ・ 製材用材は、主に県内の3つの木材市場に流通しており、取扱量は年間300m³程度。樹種については、クリ、カシ、ケヤキ、ホオノキ、サクラの順。



県発祥のけん玉にはサクラなどが使われる

資料:廿日市市

参考: 広葉樹の樹種別資源量(推計)

- ・ 広島県内の広葉樹について、国が行ったモニタリング調査の結果を活用して、樹種別の資源量を推計したところ、コナラ(55%)、アベマキ(11%)、クリ(6%)の順に多く、上位3樹種で全体の約7割。
- ・ また、同調査からは、コナラは県内全域、アベマキは庄原市周辺や県南部に点在、クリは県北部を中心に分布しているものと推測。



アベマキの丸太
資料:近畿中国森林管理局

事例 (県)

事務机などに県産クリを活用

- ・ 広島県では、県庁舎の耐震改修に併せて、内装や備品などに県産材を使用。
- ・ このうち、執務室の事務机や打ち合わせ机の天板には、県産クリの集成材を使用。



新用途開発と販路拡大をめぐる今後の対応方向(案)①



- ・ 木製家具など付加価値の高い県産材需要を創出するため、デザイナーとのコラボレーションや産学連携を通じた製品開発、展示会への出展等の販路拡大に向けた取組を展開。
- ・ 国産材への転換を進める梱包用材工場への供給を更に増加させるとともに、脱プラスチック等を踏まえた利用拡大の取組を展開。

■ 付加価値の高い県産材需要の創出〔家具〕

(デザイナーとのコラボレーションによる製品開発等を展開)

- ・ 木製家具など付加価値の高い県産材製品の開発等により、製材用材と同等以上の価格が見込まれる新たな需要先を確保するため、デザイナーとのコラボレーションや産学連携を通じた製品開発、展示会への出展等の販路拡大に向けた取組を展開。



WOODコレクション(モクコレ)

参考:ひろしま感性イノベーション推進協議会
(H26～, 広島県商工労働局イノベーション推進チーム)

- ・ 広島県では、感性工学発祥の地であるという強みを活かし、新たな価値軸として注目される“感性”に関する多くの研究や製品開発への取組が行われており、これらの取組や活動をオール広島の体制で推進し、“感性に訴えるものづくり”を実現していくため、平成26年に「ひろしま感性イノベーション推進協議会」を設立。
- ・ 協議会では、人間工学や感性工学の手法を体験しながら習得する講座を通じた人材育成をはじめ、商品開発時の課題解決に向けた専門家派遣や会員企業間の相互協力によるモニター調査などを実施。



椅子の購入予定者の視点計測
資料:広島県「感性イノベーション成功事例集」

■ 外材から国産材への一層の転換〔木製パレット〕

(外材から国産材への一層の転換)

- ・ 今後、森林資源の成熟等により、梱包用に適した大径材の出材が増加することが予測されることから、外材から国産材へ転換を進める梱包用材製材工場への供給量を更に増加。



梱包用に集荷されたスギ原木

(脱プラスチック等の観点から踏まえた取組を展開)

- ・ SDGs(持続可能な開発目標)や脱プラスチック等の観点から踏まえながら、パレット利用に対する企業の多様なニーズの把握・分析や、利用企業から求められる情報の発信等、木製パレットのシェア奪還に向けた取組を展開。

参考:木材利用とSDGsとの関係(R元 森林・林業白書(抜粋))

- ・ 木材利用については、目標12に直結するほか、建築等で利用する場合には炭素の貯蔵につながるとともに、他の材料に比べて製造や加工に要するエネルギーが少ない(目標7, 13)という特徴を有している。
- ・ 化石燃料由来のプラスチック等の代替に向けて木材を原料とする製品づくりの技術開発が進んでおり(目標9)、これを具現化していくことは、海洋環境の保全を促進する(目標14)こととなる。

注: SDGsは、その性格上、それぞれの取組を行っている主体の意図が尊重されるべきものであり、以上の記述に限定されるものではないことに留意



新用途開発と販路拡大をめぐる今後の対応方向(案) ②



- ・ 関係機関と連携を図りながら、市場獲得を見込める製品を中心に、木材輸出に取り組もうとする事業者を戦略的に支援。
- ・ 製材用の広葉樹は、森林保全の観点から輸入量が減少し、国産材に注目が集まっていることから、県内の資源状況や需要を把握したうえで、利活用に向けた取組を推進。

■ 市場獲得の見込める製品を中心に拡大〔輸出〕

(関係機関との連携により輸出事業者を戦略的に支援)

- ・ 将来的には、住宅着工戸数の減少が見込まれている中で、建築部材としての木材需要も減少する恐れがあることから、海外への販路拡大は、県産材の需要拡大に向けた選択肢の一つ。
- ・ このため、関係機関と連携を図りながら、市場獲得を見込める製品を中心に、木材輸出に取り組もうとする事業者を戦略的に支援。

■ 国産材に注目が集まる中で利活用を推進〔広葉樹〕

(資源状況や需要を把握し利活用に向けた取組を推進)

- ・ 産業分野における新たな用途の開発に取り組むとともに、床板、家具等に用いる製材用の広葉樹は、森林保全の観点から輸入量が減少し、国産材に注目が集まっていることから、県内の資源状況や需要を把握したうえで、利活用に向けた取組を推進。



参考: 中国地方木材輸出促進検討会(R3~, 中国地方整備局)

中国地方整備局では、令和3年5月、第1回中国地方木材輸出促進検討会を開催し、中国地方5県の木材生産・利用の現状把握、木材製品等の利用拡大に対応した港湾機能の強化・支援制度等について意見交換を実施。

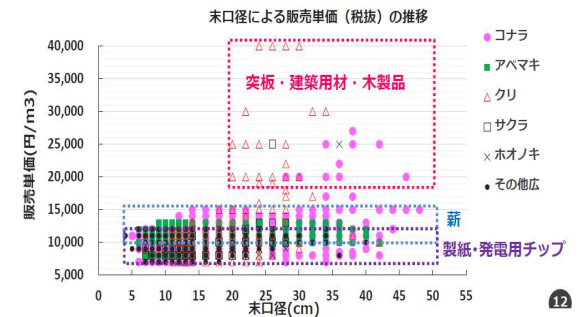
農林水産物・食品等の輸出額を5兆円にする政府目標や、中国地方5県の森林資源のポテンシャル等を踏まえ、関係する組織、省庁とともに、更なる森林資源・木材の利用拡大の可能性とその実現に向けた課題・対応の方向等について検討。



事例 (林野庁)

里山広葉樹林を資源として有効に活用して再生

- ・ 近畿中国森林管理局では、利用されず高林齢化している旧薪炭林などの里山広葉樹林を資源として有効に活用しつつ再生させるモデルを構築するため、平成29年度に「里山広葉樹林活用・再生プロジェクト」を立ち上げ。
- ・ 本プロジェクトでは、岡山県新見市内のアヘマキ、コナラ等が優占する里山林を伐採し、生産した丸太を市場で販売することにより、採算性の検証や里山林のニーズ把握を行うとともに、天然更新の可能性を検証。



主な課題と課題に対する考え方(案)



主な課題

〔家具〕

- ・消費者は、**デザインの良さ**や、肌触りの良さ、香りの良さなど、**人間の五感**に訴える項目などを重視することから、こうしたニーズを意識した製品開発等が重要

〔木製パレット〕

- ・主な原料である**NZ産のラジアータパインの丸太価格**は、中国の需要の高まり等により**上昇傾向**にあり、スギの利用拡大に引き続き取り組むことが重要

〔輸出〕

- ・**中国等における木材需要の増加**、**韓国におけるヒノキに対する人気の高まり**などを背景として、引き続き、輸出拡大に取り組むことが重要

〔広葉樹〕

- ・県内で生産された広葉樹は、その**ほとんどがチップ用材**として利用されており、製材用材としての利用を拡大していくことが重要

課題に対する考え方

- ✓ 木製家具など付加価値の高い県産材需要を創出するため、**デザイナーとのコラボレーション**等による製品開発、**展示会への出展**等の販路拡大に向けた取組を展開

- ✓ 外材から国産材へ転換を進める梱包用材工場への**供給を更に増加**させるとともに、SDGsや脱プラスチック等の観点を踏まえた、木製パレットの**シェア奪還**に向けた取組を展開

- ✓ 関係機関と連携を図りながら、**市場獲得を見込める製品を中心に**、**木材輸出**に取り組もうとする事業者を戦略的に支援

- ✓ 製材用の広葉樹は、森林保全の観点から輸入量が減少し、国産材に注目が集まっていることから、**県内の資源状況や需要を把握**したうえで、利活用に向けた取組を推進

木質バイオマスについて

〔第2回専門部会資料〕

令和3年11月

広島県林業課

木質バイオマスをめぐる状況①



- ・ FITの導入後、設備認定を受けた木質バイオマス発電所は、令和3年8月末現在で8箇所、このうち6箇所が稼働。今後、計画通りに稼働した場合、発電用燃料材としての原木需要量が、令和5年までに24万m³程度まで増加する見込み。
- ・ 発電用燃料材の県産材供給量については、県内外の木質バイオマス発電所の稼働に伴い増加。

■ 発電用燃料材としての原木需要量は増加傾向

- ・ 平成24年の「再生可能エネルギー固定価格買取制度(FIT)」の導入後、設備認定を受けた木質バイオマス発電所は、令和3年8月末現在で8箇所、このうち6箇所が稼働。

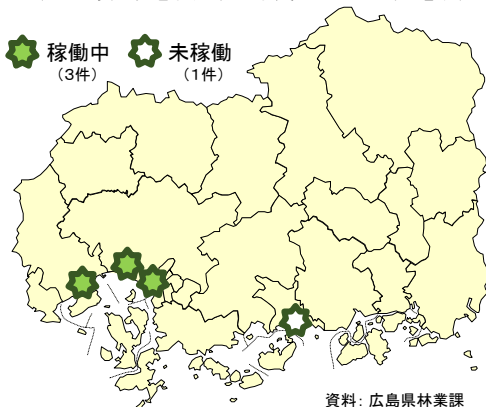
〈木質バイオマス発電所のFIT認定と稼働の状況(令和3年8月末時点)〉

主な燃料区分	未利用木材			一般木質	リサイクル材 (建築廃材)	計
	小計	2千kW未満	2千kW以上			
設備認定済	4件	0件	4件	4件	0件	8件
うち稼働中	3件	0件	3件	3件	0件	6件
調達価格(R3)	—	40円/kWh	32円/kWh	24円/kWh(1万kW未満) 入札制(1万kW以上)	13円/kWh	—

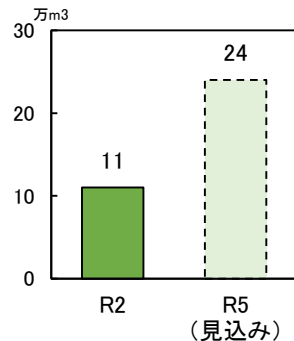
資料：広島県林業課

- ・ 今後、計画どおりに発電所が稼働した場合、発電用燃料材としての原木需要量が、令和5年までに24万m³程度(県外生産分、スギ・ヒノキ以外を含む)まで増加する見込み。

〈主に県産材を利用する木質バイオマス発電所〉



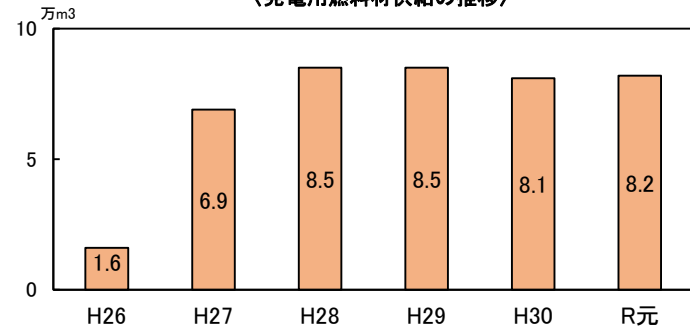
〈発電用燃料材(県産材)需要の見通し〉



■ 県内外の発電所稼働により県産材供給量が増加

- ・ 県産材全体の供給量が近年増加している中、特に、発電用燃料材の県産材供給量については、県内外の木質バイオマス発電所の稼働に伴い増加し、近年では、8万m³程度で推移。

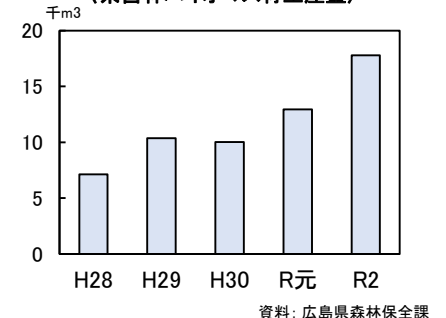
〈発電用燃料材供給の推移〉



参考：県営林における安定供給に向けた取組

- ・ 県営林で丸太を生産する際に生じる曲がり材や枝条等については、林地残材とせず、燃料材向けの「バイオマス材」として有効活用。
- ・ 発電用燃料材としての需要の高まりにより、生産量は増加傾向。

〈県営林バイオマス材生産量〉



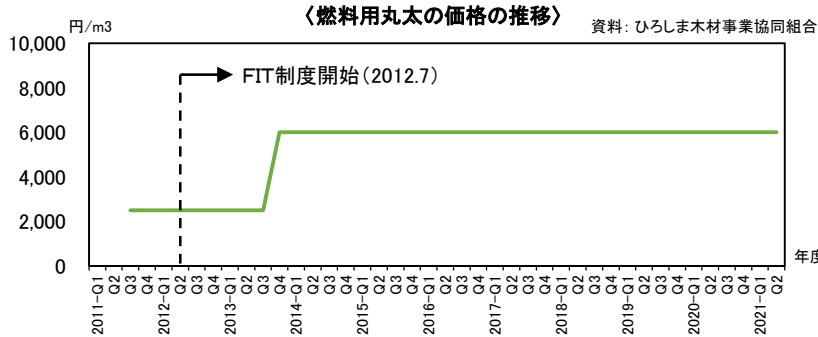
木質バイオマスをめぐる状況②



- ・ 木質バイオマス発電の進展により、燃料用丸太の価格が安定し、林業の収益性が向上。低質である燃料用丸太の価格が安定することで木材価格全体への下支え効果も期待。
- ・ 他方、木質バイオマス発電用燃料材の供給に関して、持続可能性確保の観点から様々な課題が存在。

■ 木質バイオマス利用を通じた山元への利益還元

- ・ 木質バイオマス発電の進展により、燃料用丸太の価格が安定し、林業の収益性が向上。低質である燃料用丸太の価格が安定することで木材価格全体への下支え効果も期待。



■ 燃料材需要の急速な高まりに伴う様々な懸念

- ・ 木質バイオマス利用の急増に伴う様々な懸念等の声もあがっており、木質バイオマスの供給元としての森林の持続可能性の確保と木質バイオマスの発電事業としての自立化を両立する取組が必要。

参考:「林業・木質バイオマス発電の成長産業化に向けた研究会」報告書(抜粋)(R2.10.16, 事務局:農林水産省・経済産業省)

《論点》

- 木質バイオマス発電コストの7割を占める燃料コストの低減と、木質バイオマス燃料が重要な収益機会になりつつある林業者の経営の安定化を両立し、森林資源を持続的に活用するためには、どのような取組が必要か。
- 木質バイオマス利用の急増に伴う伐採跡地の放置、それによる森林荒廃の懸念の声もあがっている。森林資源の持続的な利用に繋げるため、どのような取組が必要か。
- 熱利用・熱電併給の更なる普及に向けた木質バイオマスの供給側と需要側の課題を如何に解決すべきか。
- 木質バイオマス燃料(木質チップ・ペレット等)の品質安定化(水分率等)を含め、重量が主な取引単位となっている市場取引における課題を如何に解決すべきか。
- 木質バイオマス利用が拡大する中、適正な木材の加工・流通・利用範囲をどのように考えるべきか。森林から発電施設までの実態把握の仕組みは如何にあるべきか。
- 燃料用途の木質バイオマス需要の急増に伴う、製紙用など既存用途事業者への影響の懸念払拭のために何をすべきか。
- 木質バイオマス発電の普及促進に向けた横断的な取組が必要ではないか。

事例 (海田町) 木質バイオマス発電による県内林業への貢献

- ・ 県内のガス会社H社と県内電力会社C社の共同出資会社であるK社は、FIT制度を活用し、広島県内の林地残材等の未利用木材や、海外の木質系バイオマス等の燃料を8割程度利用(石炭と混焼)し、年間約8億kWhの発電を予定。



木質バイオマスをめぐる状況③



- ・ 木質バイオマスの利用推進にあたっては、地域の森林資源を再びエネルギー供給源として見直し、集落内で完結する比較的小規模で、集落の維持・活性化につながる低コストなエネルギー利用をどのように進めていくかが喫緊の課題。
- ・ 国では、地域内で持続的に森林資源を活用するための取組として、「地域内エコシステム」の構築を推進。

■ 「地域内エコシステム」のモデル構築

(背景)

- ・ 大規模な木質バイオマス発電施設の増加に伴い燃料材の輸入が増加しているほか、間伐材・林地残材を利用する場合でも燃料の製造コストや、送電線設置の負担が大きくなるといった状況。
- ・ こうした状況を改善しつつ、地域の森林資源を再びエネルギー供給源として見直し、集落内で完結する比較的小規模で、集落の維持・活性化につながる低コストなエネルギー利用をどのように進めていくかが喫緊の課題。

(国の動き)

- ・ 農林水産省及び経済産業省では、地域内で持続的に森林資源を活用するための取組として、「地域内エコシステム」の構築を推進することとし、平成29年、同システムの在るべき方向などをとりまとめた報告書を公表。

〈「地域内エコシステム」の考え方〉

- ☑ 集落が主たる対象(市町村レベル)
- ☑ 地域の関係者から成る協議会が主体
- ☑ 地域への還元利益を最大限確保
- ☑ 効率の高いエネルギー利用(熱利用や熱電併給)
- ☑ FIT(固定価格買取制度)事業は想定しない

資料：(一社)日本森林技術協会

〈地域内エコシステムのイメージ〉



資料：平成29年度 森林・林業白書

事例 里山保全と地域経済の双方へ貢献

- ・ 特定非営利活動法人西中国山地自然史研究会(北広島町)では、西中国山地や里山の保全事業として、「芸北せどやま再生事業」を展開。
- ・ 同事業では、地元住民が伐採した原木を地域通貨で対価を支払うことで、里山の保全と地域経済に大きく貢献。
- ・ また、集めた木材は、町施設の温泉加温用ボイラーで、薪として活用することで、木材の有効活用と燃料費の抑制に貢献。

(平成31年緑化推進運動功労者内閣総理大臣表彰受賞)



事例 林福連携による熱利用の取組

- ・ 総領木の駅実行委員会(庄原市)では、伐採した原木を、地域の障害者支援施設で薪加工し販売する取組を試行的に実施。
- ・ 加工された薪は、同施設の薪ボイラーの熱源としても活用。



資料：社会福祉法人優輝福祉会

木質バイオマスをめぐる今後の対応方向(案)



- ・ 森林資源の持続的な活用に向けて、収集・運搬の効率化等により枝条等を効率的にフル活用する仕組みの導入や、燃料用途として有望な広葉樹・早生樹の特定等、林業収入の最大化に向けた取組を展開。
- ・ 熱利用の推進に向けて、県・市町の関係部局、関係機関等と連携し各取組を展開。

■ 森林資源の持続的活用

(林業収入の最大化に向けた取組の推進)

- ・ 利用期に達した森林資源の活用にあたっては、持続可能な木材の利用を担保することが前提であり、林業収入を最大化するため、森林資源を価値の高い製材等に振り向け、それ以外の林地残材等を燃料材として有効利用することが基本。
- ・ このような考え方の下に、全木集材や山土場、中間土場の活用による収集・運搬の効率化等により、枝条等を効率的にフル活用する仕組みを導入。
- ・ また、持続可能な燃料用途として有望な広葉樹・早生樹の特定を行うとともに、皆伐も含めた主伐手法及びその確実な更新等による効果、移動式チップー等の活用による効果を確認するための実証等を検討。



ぼう芽更新する
コウヨウザン

■ 木質バイオマス熱利用の推進

(更なる熱利用に向けた「地域内エコシステム」の推進)

- ・ 熱利用の更なる普及に向けて、木質バイオマスの供給側と需要側の様々な課題を解決するための検討を継続。
- ・ また、熱利用の普及には、森林・林業政策だけでなく、エネルギー政策や地方創生等の分野にも関連するため、県・市町の関係部局、関係機関等と連携し各取組を展開。

参考：里山バイオマス利用促進事業(H28～、広島県環境政策課)

地域が一体となって、里山の未利用材をバイオマス燃料として活用する活動を県内各地へ拡大。活動開始に向けて、組織づくりや活動の具体化を行う市町へ専門家派遣を行い、地域が一体となった取組を支援。

事例 (他県)

チップ製造事業者による早生樹の大規模造林

- ・ チップ製造事業を行うM社(鹿児島県鹿屋市)では、コウヨウザンの有用性に着目し、20～30年で伐採して、木質バイオマス発電用の燃料とするとともに、伐採後のぼう芽更新による確実な再生を目指した取組を進めている。



コウヨウザンの造林地
資料：鹿児島県

事例 (林野庁)

「地域内エコシステム」のモデル構築に向けて

- ・ 農林水産省では、平成29年度から「地域内エコシステム」のモデル構築に向けて、事業の実現可能性調査や地域協議会の運営を支援する取組などを実施しており、令和2年度までに全国の31地域でその成果や課題を検証。

※ 県内では、H30・R元年度に東広島市が同事業を実施



資料：令和2年度 森林・林業白書

主な課題と課題に対する考え方(案)



主な課題

- 木質バイオマスの供給元としての森林の持続可能性の確保
- ・ 木質バイオマスの供給元としての**森林の持続可能性の確保**と木質バイオマスの**発電事業としての自立化**を両立する取組が必要。

○「地域内エコシステム」のモデル構築

- ・ 地域の森林資源を再びエネルギー供給源として見直し、**集落内で完結する比較的小規模**で、**集落の維持・活性化**につながる低コストなエネルギー利用をどのように進めていくかということが喫緊の課題。

課題に対する考え方

- ✓ 利用期に達した森林資源の活用にあたっては、林業収入を最大化するため、森林資源を価値の高い製材等に振り向け、それ以外の**林地残材等を燃料材として有効利用**することが基本。
- ✓ このような考え方の下に、全木集材や山土場、中間土場の活用による収集・運搬の効率化等により、**枝条等を効率的にフル活用**する仕組みを導入。
- ✓ また、持続可能な燃料用途として**有望な広葉樹・早生樹の特定**を行うとともに、皆伐も含めた主伐手法及びその確実な更新等による効果等を確認するための実証等を検討。

- ✓ **熱利用の更なる普及**に向けて、木質バイオマスの供給側と需要側の様々な課題を解決するための検討を継続。
- ✓ また、熱利用の普及には、森林・林業政策だけでなく、幅広い分野に関連するため、**関係部局、関係機関等と連携**し各取組を展開。

専門部会における主な御意見

令和3年11月
広島県林業課

主な御意見

- 第1回専門部会(令和3年6月4日)
- ◆ 第2回専門部会(令和3年10月14日)



項目	課題	主な御意見
木造住宅	内装木質化の普及	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大規模な建築物になるほど、内装制限など法律上の規制への対応が必要となり、こうした規制やコスト上の制約の中で、どうやって木材を使い、デザイン性を高めていくかということになる。 ■ 県産材を内装に使う場合、現状では、コスト上の制約が大きい。補助金の活用は重要。
住宅以外の建築物	幅広い分野への展開	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育園、認定こども園などの分野においては木造・木質化は当然という状況、他にも、事業所や倉庫などでの木造・木質化の事例も出てきている。コストが掛かり増しになる場合もあるが、施主からの完成後の評価は高い。 ■ 今回の木材不足により、材料費や工期に影響が出ており、建築業界全体の意識が木造化に向いてきている中で、今後の木材離れを懸念。
	中高層建築物の木造化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中高層建築物については、現状では、他の構造より木造の方がコストが掛かり増しとなる。広島のような地方都市では、コストに見合う収入を如何にして得られるようになるかが課題。
新たな用途の開発と販路の拡大	アイデアの製品化	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 中小規模の企業には、製品のアイデアがあっても、製品化に向けたデザインや設計に係る費用の負担がネックとなる。展示会への出展も費用面からハードルが高い。
	家具での県産材活用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 家具の材料をめぐる状況として、現在、米国の住宅市場が好調となっており、ホワイトオークなどの樹種を中心に調達が難しくなっている状況。また、ウォールナットなど貴重な樹種は、中国向けの流通量が多い。 ◆ 県内で生産される家具のほとんどが、県産材ではなく輸入材を活用している状況。今後、生産量が増える県産ヒノキの大径材については、家具の分野においても活用を広げていけるよう、将来に向けて製品開発に取り組むことが重要。 ◆ 県産広葉樹を家具に使うには、活用可能な資源量がよく分かっていない、必要な時に必要な量が流通していないなど、現時点では課題が多い。

主な御意見

- 第1回専門部会(令和3年6月4日)
- ◆ 第2回専門部会(令和3年10月14日)



項目	課題	主な御意見
新たな用途の開発と販路の拡大	広葉樹の需要拡大	<ul style="list-style-type: none"> ■ 里山での取組では、多樹種を少量ずつ取り扱っているため、現状では、企業向けの大規模な供給には繋がっていない。工芸利用など個人単位向けの供給が中心。 ◆ 広葉樹は、欲しい樹種、欲しいサイズの製品が常に入手できるという状態になっていない。広葉樹の需給をマッチングする取組などが必要。また、供給、需要のポテンシャルなどから、取扱いの対象とする樹種を絞り込むことも必要。 ◆ 現時点で需要がないものでも、将来の需要を今から育て、また、そのための森づくりに取り組んでいくことが重要。
木質バイオマス	森林資源の持続的活用	<ul style="list-style-type: none"> ◆ FIT制度の下での木質バイオマス利用については、木材価格全体への下支え効果なども期待される中で、県産材の活用についても、川上・川中の事業者がどう関わっていくことが良いのか議論が必要。 ◆ 燃料用途として広葉樹や早生樹などを造林する場合においても、生物多様性などへの配慮は必要。
	新型コロナウイルス感染症拡大の影響(薪)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 薪の主な販売先である温浴施設の稼働が、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により低下し、売上が減少。一方、ステイホームにより個人の薪利用は増加傾向。